

1. 議事日程（令和5年第3回北広島町議会定例会）

令和5年9月14日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 梅尾泰文  | 可動堰の今後は               |
| 伊藤立真  | ①農業政策への対応経過を問う        |
|       | ②基幹集会所の地元譲渡について経過を問う  |
|       | ③町が負担する借地料の状況を問う      |
| 佐々木正之 | ①北広島町地域公共交通計画について     |
|       | ②有害鳥獣被害対策事業について       |
| 中村忍   | 北広島町の鳥獣害対策を問う         |
| 美濃孝二  | ①マイナ保険証の不安は払しょくされたのか  |
|       | ②人口減少、地域課題解決のための対策を問う |

2. 出席議員は次のとおりである。

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 亀岡純一  | 2番 伊藤立真  | 3番 敷本弘美  |
| 4番 中村忍   | 5番 佐々木正之 | 7番 美濃孝二  |
| 8番 梅尾泰文  | 9番 伊藤淳   | 10番 服部泰征 |
| 11番 宮本裕之 | 12番 湊俊文  |          |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	池田庄策
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	沼田真路	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	野上正宏	総務課長	川手秀則	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	矢部芳彦	税務課長	植田優香
町民課長	大畑紹子	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	中川克也
建設課長	竹下秀樹	消防長	笠道宏和	学校教育課長	植田伸二
生涯学習課長	小椿治之	会計管理者	細居治		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。本議会においては省エネ、節電対策の取組の一環として服装をクールビズにすることとしております。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。また、議場内でのマスクの着用は自由としております。質問並びに答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いします。ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いをしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向けて一般質問を行ってください。8番、梅尾議員の発言を許します。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。久しぶりにトップバッターというくじ運に恵まれまして、この場に立たせていただいております。それでは、「可動堰の今後は」というタイトルで質問しますが、この可動堰についてはもう随分議会のたびに、本会議のたびに質問しているので、見ておられる方とか、どういう状況になっていくのかというのは、お分かりになっておられる方もいらっしゃると思いますが、本当にもう大変な状況であります。今年はまだ田植えを済ませてから雨が多かったということもあり、用水路に水を乗せるわけでありまして、雨水も助けてくれて、今、水が何とか持てたというふうに言うておられる地区もあるわけでありまして。それでは通告しておりますところに入っていきたいと思っております。私がこれまで言っている可動堰、ラバー製あるいは鋼板製でありますけれども、全部で大朝と千代田地域で19の井堰があります。それを今、町とそれから土地改良区連合会、土改連と言う連合会がそれぞれのラバー堰を、ラバー堰に限ってでありましたけれども、ラバー堰を見て回るということをしてもらっています。ただ、19井堰のうち5井堰が今、残っていると思いません。私も今、ラバー堰について14井堰全て私もその井堰に行きまして、その管理しておられる方が町に対して、あるいは土改連の職員に対して、今の状況がどうであるのかということ

お話ししたり、要望あるいは悩んでいることなんかを訴えておられるのを14井堰全てお聞きをしております。今、あと残りが5か所あるというふうに私は思っています。5か所と言いますのも、ゴム堰が3か所、それから鋼板堰が2か所であります。その状況がどのように今なっているのかなというふうに思っております。これからその調査をされたりして、診断をされたりして、どういう状況にこれからなっていくのかなというのをまずお聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 建設課からお答えいたします。広島県土地改良事業団体連合会の施設診断を希望された、議員おっしゃられました14か所のゴム堰については、7月までに順次点検を行わせていただきました。残りの5か所については、議員先ほどおっしゃいましたようにゴム堰が3か所、鋼製ゲートの転倒堰が2か所で、そのうちゴム堰の河本堰及び鋼製ゲート転倒堰の大渡堰については、令和4年2月に既に点検済みでございます。残りの3か所については、今後の意向調査で希望された堰については、農繁期後の10月下旬以降の診断を予定させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） それぞれに19の井堰のうち取組をさせていただいているという報告がございました。ただ、まだあと2つでしょうか、正確に言えば、3つでしょうか。10月下旬に日程の調整を行いながら、また現地で状況の把握をしていきたいということでありましたけども、その状況で良いですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 残り3か所については、希望された堰について10月下旬以降の予定ということでございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 結局今、お聞きしましたところ、19の井堰のうち全てに何らかの関わりを持ちながら、今後の対応も含めて進められていると感じているところであります。それぞれの井堰について対応が違ってくると思われるわけでありますけども、緊急性の高いものから取組を進められるのかなというふうにも思います。そして、どういう事業があつて、どういう方向にいけば地域の水利組合、水利権者たちの思いにかなうことができるのかなというのをいろいろ提案をされるのだろうかというふうに思いますが、その水利組合のほうにそういう状況、提供されるというのは町がされるのか、土改連がされるのか。どういう手順になるのか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 今後の予定でございますが、町のほうから各井堰関係者の方へ施設診断結果と合わせて、将来の方向性等の案をお示しする予定でございます。また診断の際には、ゴム堰関係者の方から、今後、個人個人の受益者負担を軽減していくためにも、井堰の統合や受益者拡大の検討が必要かもしれないと言ったご意見をいただいておりますので、統合可能と思われる箇所の方の案をお示しする予定でございます。また、その他、既存用排水路の利活用についてもご提示する箇所もございます。町のほうからの案を参考にいただき、ゴム堰関係者の方で、地域の営農方針を踏まえつつ、今後の方針を協議していただきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 一番良い方法、あるいは地域の水利組合の方たち、管理者の方たちが思っておられることをしっかりと受け止めていただいて、どの方策が一番良いのかということを見いだしていただければというふうに思います。それから14の井堰を回らせていただいた時に、町の職員の方も、町の条例で地元負担が総事業費の2割は要るんですよということを非常に丁寧には言われたんですが、中身は非常に厳しい。1億円も2億円もするような総事業費の内の2割をとっても水利権者の方たちの負担金で改修できるというふうなことはできないというふうに私は常々思っていますし、水利権者の方たちもそのような思いであろうというふうに思いますが、そのところを条例改正をするなり、あるいは物事の考え方を転換をする、地元負担はなしにするというふうな方向にいくというふうなことは考えられるか考えられないか、再度お聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 町の行う公共事業の中には、事業を行うことにより利益を受ける特定の方に対して、地方自治法第122条の規定に基づき、町の分担金徴収条例に基づいて各種事業の負担率を決定させていただいております。このことから、各種補助事業においては、ゴム堰を含む農業施設の事業費負担軽減については、大きな課題であると認識しておりますけども、負担基準を見直すことは町の負担、ひいては町民の皆様にご負担をお願いすることになりますので、受益者負担割合の改正については、引き続き慎重に検討を行い、判断してまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） そのような言い方をこれまでもずっとしておられました。そうは言っても、大事な、それこそ農業はこの町の主要産業の一つであります。ラバーダムで用水がそれぞれの田んぼにいかないということになれば、農地は本当に荒廃をして、水稻をすることにはならないという状況があるわけです。そのことは、この町にとって、とても、個人個人の問題じゃなくて、得策ではないというふうに思うわけであります。農業は必ず衰退をするだろうというふうに思いますし、今19の井堰がほぼ、いろいろ建設をされた年数も違いますけれども、30年、40年たっているラバーダムもあるわけであります。既に空気を入れても空気が漏れて起伏しない、風船にならない。用水に水が乗らないという例が石井谷の匠屋井堰には、明らかにもうどうすりゃ良いのか分からんということを本当に言われておられます。その用水が乗らないということは大変な状況になるということで、町とも相談されて、水中ポンプを設置しよかという話まで出まして、その見積もりもしてもらったそうではありますが、7000万円か8000万円、それをするにもかかるというようなことで、本当に農業が続けられるというふうな状況が今ないわけであります。今は匠屋井堰のことを言いましたけれども、それや黒坂井堰、そしてまたそれに続く老朽化が進んでいる井堰もたくさんあります。そうなると、何町歩ぐらいの田んぼが荒れて水稻ができなくなるのか、水が来にゃ、水を必要としない農作物を作れば良いじゃないかということが仮にあるかもしれませんが、それも商品となって、店頭になるまでには物すごい数の労力が要ることになれば、容易に水稻から違う作物に切り替えるということもなかなか難しいというふうに思いますけども、今のような状況を踏まえて、今後のこの町を、農業をどう考えられるか、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 営農に関することですので、農林課から答弁いたします。受益者負担の考え方につきましては、先ほど建設課長が答弁しましたように、受益者負担の軽減につきましては、本町におけます他の受益者負担のバランスも重要であります。町民の皆さんが納得できるものにする必要があるというふうに考えております。また町の財政運営におきましても重大な影響を及ぼさないことが肝要であるというふうに思っております。一方で一定の条件はありますけれども、国の交付金事業であります中山間地域直接等支払制度や多面的機能支払交付金などにぜひ取り組んでいただき、受益者の皆さんにも、町の財政にも負担にならないようにご検討等いただきたいと思っておりますし、そのようなところを相談に乗っていきいたいというふうに思っております。実際に中山間地域等直接支払交付金を活用いたしまして可動堰を修繕された集落もあるような状況でございます。受益地の状況は様々ではございますけれども、町といたしましては知恵を絞り、汗をかいて取り組んでまいりたいと思っておりますので、まずはこれらの取組をお願いしたいというふうに今は考えているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 19の井堰がそれぞれの井堰組合、水利権者の管理ですよということですが、これまでも言うてきておりますように、防火用水の役も同時にしているわけで、公共性があるわけでありまして。受益者受益者というそのことばかりを言うてもらうて、自己負担割合が要りますよというような言い方をされるわけでありまして、火事になった時にその水を使って消火をするという、消火栓がある所ならまだ今のような話がされてもいづらか飲み込めますけれども、消火栓がない所にはその用水を利用して火事を消すという大切な役割もあるわけでありまして。そここのところはどうか考えられますか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 防火用水と言われましても、給排水区域におきましては消火栓がある所もございまして。ない所もあるとは思いますが、防火水利の考え方から言うと、基本的にゴム堰がある所は大きな川でございまして。大きな川から取水が可能と思っておりますので、全てにおいて防火水利の機能がなくてもゴム堰から取る水路以外の防火水利の箇所はあると思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 思っておるというのは良いんですけども、えらい下のほうの大川から水をくみ上げようと思ったら、高さがあり過ぎて上がらんかったというふうな話を聞くこともあるんですよ。常にいろいろな状況があるわけで、実際に水が上がってこなかったというのを聞くわけでありまして、そういうことも含めて公共性があるという観念になかなかないかならんのかなというふうに思うわけでありまして。建設課長のほうに先日私は、広島県の庄原市の井堰のことを少しお話をしましたけれども、今多分、庄原市の西城川に栗井堰というのがありまして、それが令和3年から令和5年で、今、そのファブリダムが建設されてきている状況にありますが、その状況を規模と予算と、どこがそれを負担するのかというのをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 当初の通告にはないご質問ではございますけれども、庄原市のご指摘の頭首工の改修事業、総事業費が変動等ありますけれども、5億円以上でございます。国の農林水産省の農業水路等長寿命化防災減災事業、これは国費率が55%、庄原市さん過疎地域でもござ

いますので、本来の50%から加算されて55%、県費率が15%、7割が国県費でございます。その他は市及び受益者の方の負担と聞いております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 私もこの栗井堰のことについて、昭和56年の6月19日に、当時は西城町でありましたけれども、西城町と県とそれから水利権者で、三者で協定書を作って、その時は、県が全て頭首工の費用は見ます。それから、これから何かがあった時には、また協議しながら決めていこうというふうなことをされておられます。その時は、遡ってみますと1981年（昭和56年）の6月19日の申し出であります、今から42年前に協定書なりを交わされているわけでありまして。42年前というと、先ほど言うておりますように、匠屋井堰と同時期なんです。黒坂井堰がその翌年なんです。その頃に言うてみればファブリ井堰ができて、それから引き渡しをされたということでありまして。その時の栗井堰の状況は、その当時、引き渡しをした時に県が町に対して1050万円、保証金という維持管理費を渡したんですね。町がそのまま1050万円を水利組合に渡したと。譲渡をしますよということをして、通常の維持管理をお願いしますというふうに書かれています。その通常の維持管理というのは、1、2、3とありますけれども、1は施設の保守、管理、点検、それは今この町でもそういうふうなことはされておられるわけでありまして、それで2番目が軽微な維持の修繕、軽微なですよ。3番が、災害が予想される時の調整等ということ、その他、課題が出たら双方で協議しましょうねということなんです。と言うことは、井堰自体を譲渡したわけではないんです。今まで町とやり取りする中では、慣行水利権者のほうにその井堰、ファブリダムも譲渡したんですよという言い方がされましたけれども、この例は、西城川の栗井堰についてはそのようなことはありません。今造られている栗井堰は、川幅が30m、風船の起伏する高さが2m、これが総事業費が5億5000万円なんです。匠屋井堰は長さが20m、黒坂は39mということで、規模からしても匠屋、あるいは黒坂のほうが大きいんですね。今まで私は、1億円か2億円かなというふうに言うておりましたけれども、この庄原市の西城川の栗井堰については、30mの、2mのファブリダムでありますけれども、5億5000万円。これは先ほど建設課長は、受益者負担もあるというふうに言われましたが、それは確かですか、どうですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 庄原市においては、農林土木事業分担金徴収条例に基づき、国県費を除く2分の1以内を特定の受益者の方から徴収されるように条例でお決めになっております。北広島町の分担金徴収条例のように2割、20%の負担割合というふうに固定されておられませんので、その個別の案件については承知しておりません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 私、今ここに持ってあります資料によると、これは2か月前の資料です。令和で言いますけれども、令和5年7月13日付の文書です。栗頭首工改修工事の経緯等についてということで、総事業費5億5000万円という金額も書かれています。これをいただいた時に、自己負担についてはありませんというふうに私はお聞きしたし、このものを手にしているんですが、ここにははっきりそのものは、協定書の締結の中に、過去のことでありますけれども、西城町や庄原市の土木事務所長がそういうことについて協定書を締結したということでありまして、こういうものをもって新たな事業を進めておられるわけですね。ですから、今まで私はやり取りをしてきたことが、庄原市においては物事の考え方がこと余りにも違う。そし

て頭首工ができた時期はほとんど一緒なわけでありまして、県が関わってきたというのも間違いない事実であります。それなのに協定書や物事の考え方にこれほどの差があって、もともとそれぐらいの費用のかかる頭首工に対して受益者に負担できる金額でないものを押しつけてしまう。本来は、私もこれまで言ってきたように、維持管理については水利組合のほうにお願いをされて維持管理してもらっていたというのはよく分かります。ですが、何かがあって老朽化、経年劣化等によって空気が漏れた、あるいは新しく造り替えなくてはならないような施設を水利組合の方たちの経費で2割分負担をなささいという物事の考え方が成り立つのかなというふうに思います。私も本当に何回も何回も同じことを言ってきましたけれども、今回のこの西城の栗井堰のことについて考えたら、こういう考え方が当たり前の考え方じゃないんかというふうに思うわけでありまして、いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 他の市町の個別の事例について、町からコメントする立場ではございませんが、県内の他市町のこの種の事業に関して、各公共団体において分担金徴収条例に基づき、10%から50%の範囲の中で様々な分担率を決定されております。先ほど申しましたように、庄原市さんのように国県以外の、その分の2分の1以内というふうな記述もございますし、町のように、特定の受益者の方の割合を20%としているところもございます。様々な状況は地方自治法、先ほども申しましたように第224条の規定に基づき、それぞれの状況に応じて受益を受けない方と受益を受ける方の負担割合を決定させていただいておりますので、慎重な判断が必要と考えております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員、他の自治体の事例で論議を深められておりますが、これは一応関連という認識でございますか。関連質問。

○8番（梅尾泰文） 通告をした後ではありますけども。

○議長（湊俊文） 通告外で。

○8番（梅尾泰文） いや、課長のほうには西城の栗井堰のこと調査しといてやというのは当然言っているんです。言うてあるけ、たまげたように言われたんじゃないと思います。もう少し詳しく調べていただいとということが必要なんですよ。

○議長（湊俊文） そういう意味であれば、今日は関連づけてということでございますので、簡潔にお願いいたします。

○8番（梅尾泰文） 町には鋼板製とそれから布製の風船でありますけども、それが全部で19あるんですね。19ある時にいろいろと協議をしていく、県も含めて協定書を交わしているわけでありまして。補償金もいくらかお支払いをしております。それらも含めて、これだけたくさんファブリ井堰、鋼板井堰を町が関わって造ってきたのに、西城町のように一言も、この井堰自体は河川にあるわけですから、それは県のものですよというふうな物事の考え方にならず、これまで言ってきたもらっとるように、水利組合の慣行水利権によって、それも一緒に譲渡したんですよというふうな話になるというのがもう一度、私は今日もこのライブ放送というのは聞きよってだろうと思うんですが、理解できるようにちょっと伝えてもらいたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 先ほどからご回答させていただいているように、受益者負担の割合が少なくなるということは町の負担が大きくなる、町の負担が大きくなるということは、受益を受

けない、町民の皆様の負担が大きくなることをございます。その点については、再三申し上げましたとおり、慎重な判断が必要だと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） イコール町の負担ということも当然考えられますが、先ほども国の費用、あるいは県の費用というふうな部分についても、土改連との研究もこれから進むのであろうというふうには思いますが、そこら辺も含めて、今後物事の考え方は、受益者も負担があるよというふうには言われますが、その負担割合の中には井堰のやり替えをしなくてはならないという、莫大な費用がかかるものも含めての話しか伝わってこんのでありますが、再々聞いても同じことの繰り返しのような気がします、最後に町長あるいは副町長のほうで今の考え方、この町をどのように維持していけるのかということをごひ聞いてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） ファブリダム、ラバーダムの在り方についてであります。これまでいろいろ議論をされてきておりますけれども、このファブリダムの課題につきましては大きなものというふうには捉えております。しかしながら思うに、19の今井堰ありますけれども、本題は、ファブリダムを維持管理していくということではなくて、必要な水利をどう確保していくのかというふうなことだと思っております。19の井堰を、先ほどの庄原市の例でありませぬけれども、5億円というふうな考え方と言えば、100億円要するというわけであります。単純に100億円をかけて今のファブリダムを新設したり管理していくのかということとはなかなか現実的なものではないと思っております。答弁の中でも少し話をさせていただきましたけれども、このファブリダムの整理統合であったりとか、ファブリダムに頼らない水利の確保、ここら辺を考えていく必要があると思っております。そのためには水利権者の理解も必要ですし、今後の農業の在り方も含めて協議をしていかないとそこら辺の整理は進まないと思っております。ここはしっかりと水利権者と話をさせていただきたいと思っておりますし、ファブリダムを統合しながら進めていくという案については、これも検討の一つでありますけれども、そのためには、その新設の経費が、費用かかってくるわけですが、その負担をどうするのかということにつきましては、単純にファブリダムを改修するということになれば、なかなか国であったり県の事業には乗っからないというふうなこともありますので、新たな考え方として農業をこういうふうに関後考えていく、まちづくりを考えていくというふうな新たな視点を盛り込んで、いろんな事業を組み合わせてできるだけ負担の少ない形での整理統合も進めていけるんじゃないかというふうには思っております。また繰り返しになりますけれども、単純に19のファブリダム等を整備するんじゃないで、もう少し考え方を変えて、適正な水量を確保するための方策を負担をできるだけ少なく整備をしていくというふうなところで水利権者と話をさせていただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） うまくまとめていただいて、これからはそれこそ用水を確保できるということであれば良いというふうにも当然思いますが、多分副町長も、今、西城町の話は今日初めて聞かれたんだらうというふうには思いますが、いくつもある頭首工をまとめていくというのも一つの方法でありましょうし、よそから水を求めるという方法もありましょう。ですが、いずれにしても、今、副町長が発言されたように、この町を継続していかないけんわけですから、荒廃させていってはならないというふうには思っておりますので、そこら辺のところ十分に考えてもらっ



て、この策が一番良いだろうなというふうな方向にできるだけ持って行って、水利権者の負担ができるだけ少なくなるような方法をともに考えていければいいなというふうに思いますが、いかがでしょうか、最後に。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 今後の在り方については、今、議員がおっしゃられたとおり、町としてもそういうふうな考え方持っておりますので、できるだけ負担が少ないにこしたことはないですが、どういうふうな町の在り方、農業の在り方ということも将来を見据えながら進めていく必要がありますので、そこら辺もしっかり話をさせていただきながら、見据えながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今後しっかりと協議をしてもらって進めていただきたいというふうに思うところであります。終わります。

○議長（湊俊文） これで梅尾議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。10時50分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 38分 休憩

午前 10時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。2番、伊藤立真議員の発言を許します。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。今日は、一昨年から今年にかけて定例会の中で私がさせていただいた一般質問の中で、その後の経過や状況について伺っていかうというふうに思います。先に通告させていただいてるのは、農業政策への対応経過、基幹集会所の地元譲渡についての経過、町が負担する借地料の状況ということで、この3点について質問をしてみたいので、まず、農業政策への対応経過を問うてまいります。今年の3月定例会で畑地化促進事業への対応と水田活用の直接支払交付金について質問をいたしました。町は町内4か所で畑地化促進事業の概要、取組要件等について説明するために、国への報告期限が迫る中、急きょ2月1日から3日にかけて、畑地化促進事業説明会を開催し、水田活用直接支払交付金の対象要件となる5年水張りルールについても説明がされたところです。これらのことを受けて、一般質問で、水田活用直接支払交付金の対象要件の定義、また畑地化促進事業について、国への報告内容や事業採択の見通しなどについてお伺いをしてまいりましたが、最終的にどのような結果になったのかをその経過を含めて確認をさせていただきたいというふうに思います。水田活用直接支払交付金の対象要件の定義ですけれども、水田活用の直接支払交付金の対象とする条件として、農林水産省は令和4年度以降令和8年度までの5年間に稲作を行うか、または水張りを行ったとみなせる対応を要件として示しておりました。この水張りとはみなすたん水管理を1か月以上行い、かつ、連作障害による収量低下が発生していないことに該当させるというふう

な、すごく分かりにくいような内容だったんですけども、半年前の3月の定例会時点では、これらについて具体的な定義等が国から示されていないというふうな回答をいただきましたので、そこでちょっと伺ってまいります。水張りとはみなすたん水管理を1か月以上行うとする確認方法について、国はどのように示したのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 水張りについてでございますけども、国は次のように示しております。まず、水張りの時期につきましては、具体的な時期の指定はないため、水張りの順番でありますとか期間につきましては、現場で十分に検証した上で実施する。それから水張りの確認につきましては、たん水期間中に1か月以上空けて2回実施いたしまして、それぞれの時点でたん水されていることを確認すること。それから水田機能の確認につきましては、地域農業再生協議会におきまして実施することとする。確認の時期につきましては、令和4年度以降の5年間に1回、地域におけます輪作体系を踏まえ、適切なタイミングで実施する。以上のことが国から示されたところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） かなり具体的な説明、具体的に示されたということではありますけど、今のことについて、町ではどのように確認を行っていくのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 先ほど答弁いたしましたように、まず水張りの時期につきましては、国は指定しておりません。これまで国との質疑の中でも各地域協議会で適切に決めてもらえばいいというふうな回答をもらっているところでございます。したがって、現在考えているところにつきましては、毎年3月末に農業者の皆さんから、営農計画書や現地確認依頼書を提出をいただくのに合わせまして、水張りをされる農業者から、水張りの時期の実施した、記載した書面を提出いただきたいというふうに今考えているところでございます。ただ、現段階でどのくらいのもが出てくるか、その辺のところは把握が難しいため、今後5年間の水張りルールの周知を図り、具体的な確認手順等をまた決めていきたいというふうなことを考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） なかなか大変そうだなというふうなイメージがします。もう1個、連作障害による収量低下が発生していないことというほうの定義、これについては国はどういうふうに表示していますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 連作障害によります収量低下の有無の確認方法としましては、毎年度水田台帳の整理時におきまして、交付対象水田の要件を行う際に当該ほ場におきまして、まず、1つ目としまして、過去5年間の収量の推移や病害虫の発生状況等、それから2つ目としまして、過去5年間の収量と近傍のほ場におけます収量及び作期がおおむね同一作物の生育状況の比較によりまして、連作障害が発生していないかを地域や作物等に応じまして、適切かつ十分に確認するということが示されたところでございます。収量につきましては、定期的に確認できる書類によりまして確認すること。それが困難な場合につきましては、農業者等が策定いたしましたほ場ごとの収量でありますとか、その推移、あるいは病害虫の発生状況等に係る記録

によりまして確認することが国から示されたところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 連作障害による収量低下の発生確認というのもたん水管理の1か月と同じように、なかなか難しいなというふうな印象を持ちます。連作障害の収量低下の確認、これは町としてはどのように行っていくようなお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 先ほど答弁いたしましたように、国は、過去5年間の収量推移でありますとか、近傍のほ場の比較によりまして、連作障害が発生していないかを確認するというふうに示しておる状況ではございますけれども、仮に収量が低下していても、それが連作障害によるものなのか、あるいはほ場の水分量によるものなのか、また天候によるものなのか、そのことが収量低下の原因を特定することは極めて困難ではないかというふうに思っております。またほ場ごとの反収につきましても、把握は非常に難しいのではないかとこの点につきましても国との質疑の中で、作物の生育状況でありますとか、ほ場ごとでなくても生産者全体のほ場の反収から見て、最終的に各地域協議会が判断すれば良いとの回答を今得ている状況でございます。このため、JAの営農指導員等の見解も参考にしながら、再生協議会のほうで判断してまいりたいというふうに今、考えておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 答弁いただいている内容、伺えば伺うほど大変だなというふうな気はします。水田機能の確認、水張り、これは令和4年度以降5年間に一度、連作障害による収量低下の発生確認は過去5年間確認するというふうな、ざっくり国が示しているものということですけども、交付金対象要件の確認の可能性のあるほ場については、こういった確認作業というのが毎年発生することになるんじゃないかというふうに受け取るんですが、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 具体的なやり方等については、今後検討することになると思っておりますけれども、基本的には毎年確認することによって交付金が受けれる、そういった取組になるというふうに考えております。その辺につきましても、また国とのやり取りしながら確認をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 実質的に大きな負担が発生するんじゃないかなというふうに思ったりもしますが、実際のところ、そういう心配もあるというふうな思いでよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） まだいくらぐらいそのものが出てくるかにつきましては、まだ把握をしていない状況でございますけれども、かなりの負担が、それが続いていくのではないかとこの点につきましても、それに対する費用の面、そういったところも含めて、今後国にいろいろ協議していきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） では、次の項目に移ります。畑地化促進事業について、今年度事業申請した

農業者等の数と面積、また事業採択となった農業者数、面積をお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 本町におきましては、畑地化支援に212経営体が面積としまして130.26haの要望されたところでございます。その後、6月22日に配分予定額の通知がありまして、222の要望者に対しまして、42経営体の予算配分があったところでございます。面積につきましては、136.26ha要望しておりましたけれども、そのうち51.4haというふうな今、状況でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、回答いただきました。畑地化に要望された数に対して配分のあった経営体の数字のところ、222と聞こえたんですが、212でよろしいですね。半分にも届かない、面積的に。いう数字になってるんだなというふうな受け取りです。この事業採択になった方に、農業者等に対して、その決定通知などのタイミングで農業者の方に通知をされたのか伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 面積は少し言い間違えておりましたので、要望した面積につきましては、130.26ha、その内、51.4haが採択されておるといふような状況でございます。

それから、どのタイミングで周知されたのかというところでもございましたけれども、先ほど答弁いたしましたとおり、6月22日に配分予定額の通知があったところでございます。この通知をもって畑地化促進事業の交付金が交付されるものではございません。2月に説明会を開催した時点では明らかにされておりませんでした畦畔、それから用水設備、ほ場が特定できる写真、それから地域における話合いや合意が行われたことが客観的に確認できる資料等を提出することになったところでございます。このことにつきましては、6月の26日、27日に国の説明会があったところでございます。これを受けまして、7月の10日、11日に配分予定者のありました42経営体の農業者に説明会を開催したところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） まだ決定ではないよという、この説明会の42経営体の方に説明された時の反応って、どんな感じだったんでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） こういったもの出さないといけないのかと言うような声もありましたし、もう既に水のところがと言うようないろんな声があったところでございますけれども、これを採択されるためには、こういうことが必要でございますというところはお理解をいただきまして、農業者と話をして、申請される方につきましては、ご協力をお願いしたいというところをお願いしたところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今年度、採択とならなかった事業申請者の方について、来年度再び事業申請した場合に事業採択されるかどうか、この辺りの見通しについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） まず、先ほど答弁しました配分予定額の残余、または配分予定したものの、先ほど言いました要件を満たさないもの、あるいは辞退されたものを国としては集めまし

て、この秋には2次配分が行われるというふうに聞いております。ただ、現時点では2次配分がどの程度になるかは分からない状況でございます。それからまた、国は来年度も畑地化促進事業を実施するように考えているようでございますけれども、予算を伴うものでございますので、明確な回答は現段階では得ていない状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） そうですね、2次配分があるということですね。この秋予定されている2次配分の概要と、来年度について国は畑地化促進事業の実施は継続してやるよというふうな考えは示してるようですが、今年のような形で事業実施がされるかどうかは明らかではないけれどもという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 2次配分につきましては、正式なまだ通知が来てないところでございますけれども、9月中には2次配分の通知があるという情報を得てはございますけれども、先般も1次が3月というのがずれ込んで6月になったという状況を踏まえますと、ちょっとまだ不確定な状況でございます。それから翌年度につきましても、国の概算要求の中には、畑地化促進事業、農林水産省の来年度の概算要求の中には、畑地化促進事業というメニューも上がっております。ただ、今後の財務省との折衝でそこはどうか分らないというふうな状況だというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 始まったばかりの事業なので、これからどういうふうに動いていくかというのちょっと注視をしていきたいと思っております。この畑地化促進事業について、畑地化支援が事業採択時に交付されて、定着促進支援というのが5年度分交付されるというふうな内容というのは前回もお聞きしていることなんですけれども、交付期間終了後に耕作できない状況が生まれる。つまりは耕作放棄地になっていく、増えていくという懸念をしている農業生産者、生産者農家、これが全国各地で声が上がってるというふうなことがあります。このことについて国は何らかの見解を示しているんでしょうか。また、町としてはどのような懸念を持っているのか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議員の言われますとおり、定着促進支援につきましては、今後5年間交付されます。国におきましては、3月に交付後、6年目以降も本事業の趣旨に沿った農地利用を行うことと通知したところでございます。国は、この5年間で畑作物が定着するように支援することとしております。町としましては、定着促進支援終了後におけます耕作放棄地の発生のおそれがあるため、5年間で作物が定着するように取り組んでいきたいというふうには考えております。併せまして、先ほどご指摘もありましたように、6年以降も農地利用、耕作放棄地の発生防止に向けての支援等につきましても国等に要望していく必要があるのではないかとこのように考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） この畑地化の促進事業の話が出て、農家の方といくつかお話をする中で、これが1回きりの支援金という形になってるんですけども、これが毎年毎年繰り返してもらえないかというふうな誤解というか、そういうふうに思ってる農家の方も少なくないということもあろうかと思っております。畑地化促進事業の定着促進事業、少なくともですね。定

着促進支援が継続されるよう、町として国へ要望をされる考えがあるでしょうか。また、町独自でこれに類するような支援策等を検討する考えはありますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 定着促進支援の継続のみならず、畑地化支援の単価の維持でありますとか、予算の確保につきましても国へ要望していきたいというふうに思っております。町単独の支援策につきましては、極めて大きな財政負担となるように考えておりますので、現時点では検討はしておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） やはり畑地化促進、農業を主要産業とする当町においては、いろんな形で支援の方策を探っていく必要はあろうかなというふうにも思いますし、町単独でということが難しいというのであれば、積極的に町もですし、議会としても国・県のほうにもそういった要望を進めていく必要があるのかなというふうに思っております。そばや小麦、大豆、野菜、こういった畑作物作付は、北広島町地域の耕作地を守るためというか維持するため、大きな役割を果たしているということは間違いはないというふうに思います。町としてどのように農業支援に取り組んでいくのか、町長の所見をお伺いできればと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農業は、本町の基幹産業でありまして、中でも食用米の本年度の作付面積につきましても1884ha、加工用米・新規需要米合わせますと、水稻の作付面積は水田の70%を占めておる状況でございます。一方で、麦、大豆、飼料作物、そば、野菜などの畑作物につきましても390haの作付計画となっております、本町の魅力ある産地づくりの推進をしてくださるところでございます。これらの畑作物につきましても、いわゆる5年水張りルールによりまして、水田活用の直接支払交付金の対象から除外されることが大きく懸念されているところでございます。本町としましては、水稻を含めたブロックローテーションの構築、水稻の作付が困難な水田につきましても、1か月の水張り、水張りが困難な水田は畑地化促進事業の予算配分が受けられますように、農家所得の維持と農地の保全に取り組んでまいりたいというふうに考えております。同時に食料安保の観点からもこれらの畑作物が持続的に生産できますように、国に対しても関係機関と連携しながら働きかけを行っていきたく思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、お答えいただいたように、やっぱりこの地域の農地をいかに守っていくかということ、これは大規模化とか、ICTを利用したスマート農業の導入とか、いろんな手法があると思うんですけども、そういったところを組み合わせながら、町全域でうまくこの環境を守っていくことができたかなというふうに思います。では続いて、基幹集会所等の地元譲渡についての経過を伺ってまいります。令和4年12月、昨年12月の定例会で基幹集会所等の地元譲渡の進捗状況についてお伺いしております。町は基幹集会所等の譲渡について地元協議をして課題解決をしながら持続可能な在り方を考えるということで、その取組、進捗状況について、るる説明を求めたところです。その中で仮称ですけども、譲渡集会所施設等整備補助金制度というものについて、議会に対して新補助制度案の考え方とか、途中経過、資料提示を適切なタイミングで行ってくださいというふうなことを強く求めたところですが、正直な感想として、これ以降、情報提供が余りなかったなというふうな感想を私持っています。そこで、

今回もちょっと改めて具体的な進捗状況について伺いたいというふうに思います。基幹集会所等の譲渡に関連する地元協議、特に施設の老朽化が進んでいる豊平地域から進め、同時に町内全域で進めるというふうなお答えでしたけども、現時点での各地域での具体的な協議、説明等の進捗状況について伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 各地域に進捗状況でございますけども、昨年11月から、芸北、千代田、大朝地域において、各振興会、連合会単位で、1回目のヒアリングを実施いたしました。いただいた意見を踏まえ、譲渡する施設に対する補助金制度案について再度検討を行ったところでございます。おおむね今年の2月から3月にかけて、3地域では2回目のヒアリングを実施し、豊平地域については、自治会総会等で住民説明会等を実施し、住民の皆様から広く意見をいただいたところでございます。今年の4月以降は、各施設の個別の課題を整理し、譲渡の意向を示している地域への対応について譲渡施設整備事業補助金要綱の制定をはじめ、各支援制度の具体的な内容について最終整理を行っている段階でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、現時点での各地域での具体的な協議の進捗状況等についてお答えをいただきました。譲渡協議を進める過程で用意されている説明資料において、経常経費の負担の支援策についても変更案や追加案というのが示されて、新たな補助金制度についても新築や増改築、修繕維持等について変更案が示されてきております。その経過を見ております。項目ごと、これは新築であるとか増改築、修繕維持、解体、備考という欄もありますけども、その経過説明及び考え方について、具体的な項目について説明をしていただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 新築につきましては、当初は、現集会所の制度の活用を考えておりましたけども、老朽化した集会所の建替え、地域で利用したいという要望がございましたので、宝くじコミュニティ助成事業を活用して、2500万円を限度額として、建築費の10分の10の補助を考えています。増改築、維持補修につきましては、建物の状況によっては、増改築よりも維持補修に費用がかかることが考えられることから、25万円以上の増改築と、維持補修にかかる費用の10分の8を譲渡後20年間において、1000万円を限度として補助いたします。ただし、現協定において、5万円以上を町の負担としていることから、5万円未満の場合は、地域でのご負担をお願いしたいというふうに考えております。また、現在の指定管理料のうち維持管理費用につきましては、太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用した売電益などで賄うことも検討しております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、比較的具体的に中身についてお話をいただきました。ちょっと関連していくつか確認をしていきたいと思っておりますけども、新築については、補助額上限を2500万円にして、建設事業費に対して1500万円を限度に5分の3を助成するコミュニティ助成事業、宝くじの分ですね。これを想定し、限度額1000万円を上限に町が残りの5分の2を補助するということが想定されて、2500万円ということになっているんだというふうに理解してはおりますけども、このコミュニティ助成事業は年度ごとに採択される件数というのがある程度決まってるというか、そんな5件も6件もということはないと思うんですけども、年度ごと

に採択される見通しというのは、大体何件ぐらいなのか、何件ぐらいを想定されているのか伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） これまでの当該制度の助成の実績等踏まえますと、年間一、二件程度の助成というふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 年間一、二件ということになると、全部建て直す、全部を建て直すわけじゃないんですけど、数年はかかるだろうなということになろうかと思えます。限度額を超える工事費とか土地の取得とか造成費とか備品等の助成対象外経費、今、示されている案の中での話ですけども、これは地元負担ということですが、基本的な考え方として補助限度額内での新築の場合、これはその額を想定しているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 2500万円に新築をしていただくというのが想定範囲でございます。それを超える部分については、基本的には地元負担というふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 解体費用についてちょっと確認をさせてください。新築に伴う解体、あるいは譲渡後に数年たって解体する時も全額を町が負担するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 譲渡後の解体という整理をいたしますと、地元施工で解体をされることに対しまして、町の方で費用を負担するという考えでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ということになると、どちらのケースにおいても、基本的には町が譲渡後に地元で解体してその費用を全額負担するよというふうな流れということですね。建物の規模とか老朽化度合いであるとかいうことで、新築とか増改築であるとか修繕維持の金額も随分変わってくるんだろうなというイメージを持っているわけで、補助額について今、説明していただいた説明の案でいくと、場合によっては不十分な箇所も出てくるんじゃないかなというふうに思いますが、今後、今ある建物の大きさとか利用度とかいうのもあるんでしょうか、そういった様々な条件設定を含めて、今後、今、お考えになってる案、この補助額の変更の可能性というのはあるんでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 現在、当該案に基づいて全ての地域をご説明させていただいている状況でございます。所によっては議員おっしゃるとおり、現在の建物の規模に相当するだけの金額ではないという意見も多々いただいております。現時点ではこれが基本というふうにしかお答えできないんですけども、ケースによっては様々な事案を検討して考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今のお答えでいきますと、全く金額を今、イメージしている案から変更しないわけではないけどというふうなニュアンスで受け取らせていただこうと思えます。

それで基幹集会所等の地元譲渡の見通し、今後各地域との詳細協議の進め方、こういったものについてどういってお考えをお持ちなのか、伺います。



○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 2回目のヒアリングを終え、地元の意向や施設の課題はそれぞれ異なることから、今後は施設ごとに個別の対応が必要であるというふうに考えております。豊平地域では、譲渡受け入れの意向をいただいている地域もございます。令和6年度末の指定管理期間満了を目途に地元譲渡へ向けた具体的な手続について協議を重ねてまいります。ほか3地域においても、地域活動の拠点である集会所の今後の在り方について、引き続き協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 引き続き協議を行っていくよということですが、町内各地域の基幹集会所等については地域ごとに規模や条件が異なるという実態があります。地元譲渡並びに今後の在り方について協議をするというふうなお答えでしたけども、基本的な取組姿勢や考え方について、改めて副町長に回答を求めます。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 基幹集会所の在り方でありまして、これまでの経緯でありますとか考え方については、担当課長が説明したとおりであります。繰り返しになるかも分かりませんが、この基幹集会所については、地域に密着したコミュニティの拠点施設ということで必要なものと考えております。この施設を維持管理していくために、社会情勢が変化しておりますけども、その中で、効率的に施設運営ができる一つの形として地元による地元管理、地元譲渡ということをご提案させていただいております。この地元管理のメリットなんですけども、これも説明してきておりますが、公が管理するよりもはるかにスピーディーに安価に維持修繕等ができます。また自由な活用もできると思っております。ただ一方で、ただ単にこの施設を譲渡するだけでは地元負担、負担を地元をお願いするというふうなことになってしまいますので、この負担ができるだけ抑えられるように補助制度でありますとか、自由に使える独自財源の確保、ここは非常に必要だろうと思うんですけども、そこら辺をご提案させていただいております。特に豊平地域におきましては、数もそうですし、老朽化も進んでおりますので、喫緊の課題と考えております。ただ全町的に考えると、議員ご指摘のようにそれぞれの施設の規模であったり、老朽度であったり、利用頻度であったり維持管理経費、ここら辺の違いがありますので、この考え方、譲渡ですね、この考え方が全ての施設にマッチするとは考えておりません。譲渡することが目的ではなくて、将来に向けて地域の拠点施設が適正に、適切に維持管理できる在り方を一緒に考えてまいりたいということでありまして、なかなか地元説明をする中で、譲渡ありきというふうなことで話がなかなかみ合わない部分もありますけども、今後この施設をどうしていくのかということを中心に考えていき、一つの提案としてこの譲渡を進めておるところであります。また、この内容につきまして議会のほうにも当然説明していくというふうなことが必要でありますし、お約束しております。ただ、12月だったと思っておりますけども、説明させていただいた内容について大きな違いはないというふうなところでありまして、その内容で地元のご意見をいただいて、その整理をした中で補助案、支援案について最終整理をして、できれば12月には取りまとめたものをご説明したいと思っております。大きくは来年度から動き始めるのではないかとこのように思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） これまでの経過なり、これからの考え方なりを改めてお話をいただきました。

補助金制度案、新しいですね。これがいつ示されるのかというふうなお話もお伺いと思いましたが、先ほど12月にはというふうなこともお話がありましたので、その内容も見ながら、また地域住民の方にとって有益な譲渡の話というか、基幹集会所の在り方について一緒に考えていけたらなというふうにも思います。では3つ目の確認というか、質問に移ります。町が負担する借地料の状況についてということで挙げております。令和3年、一昨年9月、ちょうど2年前ですね。町が負担する借地料と費用対効果の状況についてということで私、質問をさせていただきました。その中の回答の一つとして、町が借地料を負担している土地について、合計で筆数は375筆、面積は32万856.4㎡で、負担している借地料は地域ごとに、芸北地域が29万9255円、大朝地域が378万311円、千代田地域が2092万9901円、豊平地域が329万9476円で、合計2829万8943円の借地料ですというふうなお答えをいただいております。その後の状況について質問をしていきたいというふうに思います。借地料が発生している物件の費用対効果についてです。2年前の質問の時に旧千代田町役場跡地は、主要部分を移転するなどして整理を進めます。財産管理は管理システム導入で効率的な管理整備を進めますというふうに回答をいただいております。その後、借地料金額の推移は地域ごとにどのようになっているのか、まずお伺いします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 借地料の推移につきましては、地域別に、芸北地域は29万9255円から増減はなく、大朝地域が378万311円から、15万4806円減の362万5505円、千代田地域が2092万9901円から30万9936円減の2061万9965円、豊平地域が329万9476円から、6万4837円減の323万4639円で、合計額は52万9579円減の2777万9364円となっております。また、合計筆数は375筆から7筆減の368筆、面積は32万854.60㎡から3578.61㎡減の31万7275.99㎡となっております。管理システムを活用した財産管理につきましては、基礎データは入力済みでございますが、所管課が把握しております詳細データについて、管財課と連携した入力を現在進めているところでございます。今後、基礎データとその他の詳細情報を合わせた施設カルテにより、適正な公共施設の管理、整理を進めていきます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、一昨年からの各地域の状況を伺いました。旧千代田町役場跡地は主要部分を移転するなどして整理を進めるというふうなお答えが2年前にあったんですけども、その後の経過状況はどのようになっているのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 旧千代田町役場跡地にあります給食調理場や、西側の駐車場にあります消防屯所につきましては、現在、それぞれ所管課において移転の計画が進められているところでございます。また今後、プレハブ棟の解体撤去や供養塔などの石碑の撤去に向け、担当課との調整や予算の確保を進めるとともに、地権者との返還に向けた協議を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） まだ稼働中ということなので、これから進めるというふうなお答えというふうに受け取りました。借地料が発生している物件の賃貸借契約についてもその時に伺いましたが、2年前ですね。契約内容の見直しと権利者との協議検討について契約満了時には見直

し及び更新事務をしていると。一部においては双方疑義がない場合は数年間延長するものもある。このような契約についても見直しはしていますというふうな回答をいただいております。令和3年度以降に賃貸借契約内容の見直し等を行ったものはあるのでしょうか。また、あるのであれば、何件で金額的にはどのようにになっているのかを伺います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 令和3年度以降で賃貸借契約更新時に金額の見直しを行った契約は7件で、15万7376円の減額の更新をしているところでございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 賃貸借契約の内容の見直し等でも一定の成果を上げているというふうな内容の答えをいただきました。賃借料で言えば約53万円、契約更新では7件、約16万円の減額ということで今、お答えをいただきました。取組はされているということで、成果も多少ではありますけども、上がっているということは分かりましたが、借地料全体で言うと、借地料全体額2778万円からすれば、金額ベースで言えば2%なんですね。もっと取組を進めるべきじゃないのかなというふうな思いはあるんですけども、これからの借地料に対する取組の方向性なり考え方なりをもう一度改めて伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 引き続き町の負担減につながる見直しのほうを継続して続けてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 引き続きということでお答えをいただきました。また、結構このことを気にしてらっしゃる方から声を聞くこともあるので、またタイミングを見て今後の経過も伺っていきたいと思います。できることがあれば、私たちもできることは情報提供なりをしていかなくちやいけないのかなというふうにも思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで伊藤立真議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。午後1時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 39分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き一般質問を行います。5番、佐々木議員の発言を許します。

○5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。先に質問事項は、北広島町地域公共交通計画についての質問をいたします。北広島町のホープタクシーは、合併後、平成18年から19年に各地域で運行が開始されました。利用者は、電話で予約し、自宅から利用できる。今後も高齢化が進むことから、必要性は高まるとされています。開始から15年以上経過しており、地域の

実情や社会環境の変化で見直しを検討する必要があるとも言われております。こうした状況を踏まえてホープタクシーの利便性向上と、持続可能な運行に向けて、地域交通サービスのシステムを見直した北広島地域公共交通Ma a S推進事業、社会実装の計画が策定をされております。まず最初に、現在の町の課題についてお伺いいたします。最初に、町内の公共交通ネットワークはどのようになっていますでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 路線バス及びデマンド型乗合バスが運行しております。路線バスにつきましては、町内事業者5社により、主に町地域内を運行をしております。広島市域と北広島町域を連絡する路線バスは、広島電鉄と広島交通、総企バスが運行をしております。また、近隣市町から乗り入れがある路線バスとして邑南町営バスがございます。それからデマンド型乗合バス、いわゆるホープタクシーについては、町内7社により旧町地域内を2つから3つの運行エリアに区分し、利用者のニーズに合わせて、ドア・ツー・ドアの運行を行っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） これは、町民の皆さんはじめご案内のとおりだと思います。次にホープタクシーの利用状況、収支の状況はどのようになっていますか、お伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 利用状況について、令和4年度は、6万2772人の利用がありました。直近5年の平均利用者数は6万1969人でございます。収支状況につきましては、令和4年度の経常収益2019万円に対し、経常費用は1億515万9000円となっており、マイナス8496万9000円の経常損益というふうになっております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 損益計算書では、かなりのマイナスが出ているというのは現状であります。それでは、ホープタクシーの利用者の状況、1日平均当たりはどれぐらいの数が利用されていますでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 令和4年度における平日1日当たりの平均利用者数は、北広島町全体で168人程度となっております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 多いか少ないかというのは、赤字が出てるので少ないんだろうというふうに思っておりますが、どうしても必要な方は、ホープタクシーを現在も利用されているということが分かると思います。次に、ホープタクシーの課題としてはどのようなことがあるかお聞きをいたします。まず最初に、事業者ごとのサービス内容は異なっているか、異なっていないか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 制度上、特に事業者間のサービスに差はないというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 了解をいたしました。2番目に、ホープタクシーの乗り継ぎを集約する必要があるかないか、これをお伺いします。

- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（矢部芳彦） 乗り継ぎ場所を集約することで利用者が地域を越えて移動しやすい環境を提供する必要があるというふうに考えております。また、乗り継ぎ場所を集約することで効率よく運行できるようになるのではないかとというふうに考えております。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 現状スムーズにいったる所もあれば、ホープバスで次のバスがなかなか来ないという所もあるのではないかと、こういうふうに思っておりますが、その辺の把握はされてますか。されてなければ結構でございます。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（矢部芳彦） 具体的な数字とかデータというのは持ち備えておりませんが、事業者さんからの情報提供の中で、そういった不便さも多少あるのではないかとというふうに伺っております。以上でございます。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 次3番目に、利用者は年々減少傾向にあると思います。潜在的な利用者の開拓をする必要があるのではないかと思います、その点をお伺いします。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（矢部芳彦） 少子高齢化が進行する中で、ホープタクシーの利用者数は減少傾向にございます。こうした中、現在、電話のみの予約となっておりますけれども、今後、スマートフォンからの予約や生活関連施設との連携等により新規開拓をしていく必要があるというふうに考えております。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 通告はしておりませんが、新規開拓、どのようなことを考えていらっしゃいますでしょうか。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（矢部芳彦） 先ほども申しましたとおり、スマートフォンといったような予約に対応することで、若い方とか観光客といったような方も、こういった利用にマッチすれば開拓ということになるのではないかとというふうに思っております。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） 5番目に、新たな事業の展開や収益性の向上の取組を考えているか、お伺いします。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（矢部芳彦） 令和4年度に策定した北広島町地域公共交通Ma a S推進事業社会実装計画を基に、令和5年度北広島町Ma a S実証実験を行っております。Ma a S推進により新たな利用者の開拓や乗合率を高めた運行により、収益性の向上を図るとともに持続可能な運行を目指してまいります。
- 議長（湊俊文） 佐々木議員。
- 5番（佐々木正之） いろいろ考えられておるということで、後ほどまた少しお聞きをしたいと思いますが、6番目に、良いこともあるんじゃないかとというふうに思ってます。どのようなことが考えられているのか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） ホープタクシー事業でございますけども、顔の見えるサービスであるため、固定の利用者にとっては、よく知ったドライバーやオペレーターが対応する安心感がございます。また路線バスに比べて利用者のニーズに対して柔軟な対応が可能な移動手段というふうに考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 課題解決のためのM a a S事業は、どのような仮説を考えられておられますか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 先ほど申しましたとおり、ホープタクシー課題解決のため、大きく5つの取組、効果を考えております。1つは、ホープタクシーの窓口を一元化することで、利用者がエリアを越えて利用しやすいサービスが実現できると考えております。2つ目は、乗り継ぎ場所を集約することで、移動ニーズに対応したサービスが実現できると考えております。3つ目は、スマートフォン等からも予約できるシステムの導入や生活関連施設との連携により、新たな利用者の掘り起こしや、利用者の利便性向上につながると考えております。4つ目は、運行データの蓄積により、ホープタクシーのサービス改善に向けた詳細なデータ検証が可能になると考えております。最後に5つ目は、オンデマンド化の実装により利用者の利便性の向上と、ホープタクシーの持続可能性を高めることができるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 3つ目のスマートフォン等からも予約ができるというふうにお答えになりましたが、スマートフォンを活用される方というのは若い方がほとんどなんですけども、高齢者の方でも今、一生懸命スマート教室を利用されて勉強はされておりますけれども、なかなかスマートフォンの導入、良いことだとは思いますが、高齢者の方にはちょっとハードルが高いなという思いもあります。次に、M a a S事業による目標としてあるべき町の姿をお伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 「M a a Sによる暮らしやすい町の実現」を目指すまちの姿として掲げております。まち全体が一体となったシームレスなデマンドバスの構築により、暮らしやすい町の実現を図ってまいります。また、M a a S事業の必要性として、配車システムの活用やスマートフォン等の予約システムの導入、予約状況、利用状況等の運行データの蓄積システムにより、先に述べた取組、効果の立証ができるというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 実証実験の内容の目的と体制について、運行見直しの検討はされているかお伺いをいたします。例えば、芸北、大朝でのオンデマンド運行、豊平南エリアの拡大、大朝、千代田、豊平の乗り継ぎ、芸北共通エリアの拡大などが挙げられておりますが、少し詳しく説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 先に述べた課題を解決したM a a Sによる暮らしやすい町の実現を目指し、次の運行内容の見直しを行っております。議員先ほど申されたとおり、利用者

の利便性向上のため、芸北、大朝エリアではオンデマンド運行をし、芸北共通エリアの拡大を実施いたします。また、シームレスなデマンドバス構築の一步として、豊平南部エリアの千代田西部エリア、共通エリアへの乗り入れをいたします。また、移動ニーズ対応のため乗り継ぎ場所の集約をいたします。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 新しく豊平南部エリアの運行、それから千代田西部エリア、千代田共通エリアの一部が変わるといふに今、答弁をされましたが、具体的にはどういふふうなことから、少し述べていただければありがたいと思いますが。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 現在、豊平南部エリアのホープタクシーにつきましては、乗換えをしなければ千代田西部エリアには入れないという状況がございます。そこで共通エリアを設定することによりまして、そこまでは乗換えなしで入れるということを想定をしております。具体的に言いますと、Ma a Sの資料を見ていただくと分かると思うんですけども、ローソンの蔵迫支店のほうまでは入れるというようなことを想定をしております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 理解をしました。次に、運用方法と役割分担はどのように検討されておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 運用方法につきましては、先ほどもお話をさせていただいたとおり、予約システムを1か所に統一するというふうに考えております。現在は、芸北、それから大朝、千代田、そして豊平の3つの単位で受付を行っておりますけども、これを1つのコールセンターに集約するというところでございます。また運用方法として、まず利用者には直前に利用者登録をしていただくことで、会員情報をシステム上に登録をしておきます。コールセンターが利用者からの予約を受け付け、予約管理システムに予約情報を登録いたします。各交通事業者、ドライバーさんでございますけども、システム上に登録された予約情報を運行管理アプリ上でタブレット等で確認をいたしまして、運行を行うというふうに流れております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） この質問を出して1週間ぐらい経ちました時に、実は支所の方でホープタクシーの実践、実装実験が行われるんだというチラシを拝見しました。実は明日出る予定なんだろうと思っておりますが、その中で、ホープタクシーの利用の登録票を見させていただきました。いろいろと書いてありましたが、最初にお答えをいただきたいと思うんですが、いつから発信されて、この表には、9月25日までにできれば提出をしていただきたいという文章が一番最初に載っております。期間が長いのか短いのか、整理する時間が大変なのか、その辺はよく分かりませんが、これは25日を過ぎてもオーケーという意味なのか、登録はできれば25日までに利用される方が全て行ってほしいという意味なのか、その辺をご回答ください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 現在の登録の案内につきましては、8月の中旬ぐらいからドライバーさんのほうに様式を渡したり、それから民生委員さんの協力を得て登録事務のほう行

っております。これにつきましては、期限は設けておりますけれども、随時提出をしていただければ登録のほうは可能でございますので、利用される直前でも構いませんので、登録のほうをしていただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） もう2つほど、登録票の中から質問させていただきます。手帳または証明書をお持ちの方は、運賃割引がご利用になるというふうに書いてありますが、その辺の説明を少しお願いしたいと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 他の公共交通機関と同様障害者手帳等お持ちの方につきましては割引制度がございます。それに則った案内で、事前に登録をしていただくことで、スムーズに割引のほうさせていただくというふうでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） もう1つ、ドライバーさんに事前に知っておいてほしいという事項が記入欄にございました。情報を先に把握するとスムーズな運行ができるんじゃないかという意味だろうと思うんですが、例として、自宅に来てもらう時に、前の道が狭いとか足腰が不自由なので乗車に時間がかかるとか、そういうふうな記入でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） こちらの欄の記入については、登録者の方の任意で記入していただくことが原則というふうになっております。記入内容につきましては、議員おっしゃるとおり、ちょっと気をつけたら良い情報とかを事前にお教えいただくことで、スムーズな運行に寄与するという趣旨のものでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に、利用者への周知と利用の推進、また運行のサービスはどのように行うかという質問を出しておりますが、先ほどご回答いただいたので飛ばさせていただきますというふうに思います。それから実験以降の展開についてお伺いします。1つは定額乗合タクシーの検討も行われてはいますでしょうか。その辺をご回答ください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） MaaS実証実験による効果や交通事業者、関係者の意見、それから、他市町の事例等踏まえながら、北広島町に合った制度として今後検討してまいりますというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 2つ目であります。ホープタクシーの利便性の向上や持続可能な運行に向けて検討はどのようにするのか、これもお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 住民の移動手段の他に休日などの車両の空き時間を活用した周遊ツアーの検討や、帰省客が利用しやすい仕組みの検討など、外部の方の利用も含めて柔軟に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 先ほど忘れておりましたが、この実装実験は、実際には11月15日というふうにお聞きをしておりますが、どれぐらいの計画でやられるのか、それをお聞きしたいと



いうふうに思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 実装実験の期間といたしましては、年度内というのを一つの目安というか、計画というふうに考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 先ほど利便性向上、持続可能な運行に向けた検討ということで、休日などの車両の空いた時間を周遊のツアーの検討や、帰省客の利用しやすい仕組みなどというふうにお答えをいただいたんですが、それがやってみないと分からないんですが、ある程度可能かどうかという判断はどうでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 県が推奨しておりますMaaS事業につきましては、一般的な公共交通の利用のみにとどまらず、幅広い利用の可能性の拡大ということも加味されております。そういった意味でも、今回の通常の運行のデータ等をしっかり集積をいたしまして、余力がどの程度あるのかといったようなことも含めてバスの利用方法について考えていきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） それでは確認をさせていただきたいというふうに思います。方法として町民に10月号に発表する。それから対応は現在している町内運送業者、各役場支所、本庁のまちづくり推進課、各地域の民生児童委員で丁寧な説明をし対応する。ホープタクシー利用登録は、できれば9月25日までに出してほしい。それ以降も受け付ける。それから、令和5年11月15日から実装実験を行い、約半年間行う。利用者の意見を聞きながら、今後の在り方を検討するというところでよろしいでしょうか、訂正があればお答えください。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 議員おっしゃるとおりの内容でございます。今後とも皆様方のご協力を賜りながら事業のほう進めてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 総合事業の予算が決定しております。計画と外部有識者からの評価を踏まえて住民の声を反映されますよう、望んでおります。次に、2番目の有害鳥獣対策について質問をいたします。これは1問しかございません。よろしくお願いいたします。今年度、重点的に行われた千代田地域のサル被害防止対策がありますが、現時点ではどのような効果があったかをお伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） ご質問の千代田地域のサル被害防止対策としましては、センサーカメラの設置により行動監視、それから捕獲のための箱わなの設置による誘引捕獲などの実施、また駆除班によります見回り活動などを実施しておるところでございます。千代田地域蔵迫地区におきましては、センサーカメラによりまして行動監視を行い、くくりわなにて誘引捕獲をしたところでございます。また畑地区におきましては、地域住民の見回りでありますとか、残渣等によります誘引によりまして、地域で設置したサル用の固定柵、いわゆる地獄おりと呼ばれるものでございますけれども、そのおりによりましてサルの群れを捕獲したところでございます。

捕獲後につきましては、サルの数が減っているとの報告も受けているような状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 私も千代田地域の春木地区から、サル被害のことについていろいろ現地に行ったり、カメラの設置の協力というか同行もさせていただきました。今後、これから年度内でやられる事業が具体的に決まっておりますら報告をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 設置しておりますカメラにつきましては、一部回収を行いまして、サルの動向でありますとか、その他鳥獣害の動向等の分析等をしております。サルの追払い講習会につきましては、当初8月末を予定しておりましたけども、調整を行いまして、10月22日の日曜日に午後から開催する予定としていただいております。場所につきましては、まちづくりセンターを予定しております。一応全地域を対象としておりますけども、今後、内容等の整理を行いまして、周知等に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 了解をいたしました。最後の質問というか、地域の集団では、なかなかそうはいつでも、地域の中で、集団でサルの追払いや鳥の追払い、なかなか全員がまとめてやるということは難しいところがあるのではないかとこのように思います。例として、今日は日用品の廃品を利用したお金のかからないグッズ、ある程度効果がある物を私の地域の営農集団の中のお一人が今年作られました。かなり効果はあるんです。今からお見せをいたします。火をつけて、ここでパンということは省略をさせていただきたいというふうに思います。この袋の中にあります。いろいろ考えられて一番理想な長さ、これが30cmちょっと、25cmもないと思います。この下のところをくり抜かれまして、上はねじでこの木と一緒にセットされて、こう振っても飛んでいくことはありません。みそは、この中に火薬と言うか、あれを入れるんですけど、1か所スプリングでセットして落ちないように工夫をされております。これが火薬ですけど、ホームセンターで売っております。1つがかなりあるんですけど、こういうふうに小さいんですけど、分かりますか。きれいにあれして、それをこのスプリングのところに置きます。鳥とかサルとか狙いを定めてカチッと入れて、こうやる。音が全部にいかないんで、ある程度一定狙った所はかなり、350mか400mぐらいは飛びます。私もいただいて、特にカラスですね、これが朝からうるさいんで狙ってやるんですけど、最近、これと私を見た瞬間にもう飛んでいきます。そういう効果があります。興味のある方は、私のところへご連絡をいただければ、作り方だけはお教えしますが、なかなか、このピンを止めるとこ難しいと。後ほど議会が終わりましたら、皆さんに見せて、結構便利で手軽なものですので、軽トラなんかにおきますと、おったなといったらパッと。最近私の顔見て逃げますけど、効果はあると思います。費用は要りません。これも木のくずですから、実際は火薬、これを1個買っていただければ二、三か月はあるということで、これは、この瓶は焼酎の瓶でございます。焼酎を1回飲んでいただければ、もうこれが割れない限り利用ができるというふうなのを私の営農集団で作成をいたしました。興味のある方はご相談ください。以上で、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで佐々木議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。1時50分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 36分 休憩

午後 1時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。4番、中村議員の発言を許します。

○4番（中村忍） 4番、中村忍です。今日は、先に通告しておりますように北広島町の鳥獣害対策について伺ってまいります。さて、野生鳥獣による被害は、農業者にとって経済的損失だけでなく、営農意欲の減退、高齢化による耕作放棄、さらに離農につながるなど被害額以上の影響が想定されます。また、町民の生活圏内においてもシカやサルなどの目撃情報が寄せられており、産業振興、安心・安全なまちづくりの面からも極めて重要な課題です。さらに鳥獣害対策に係る問題は、これまでの町議会においても一般質問や委員会で議論されているものの、鳥獣の生息数の減少、被害の縮小は実感しづらく、ますます危機感が高まっており、被害対策は寸分も怠ることができない状況でございます。そこで、鳥獣による農林業の被害を防止するためには、地域主体の取組を推進することが効果的であると言われておりますが、近年、農林業者の高齢化や狩猟者人口の減少が進行していることに伴い、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが喫緊の課題となっていると認識しております。これらを受け、平成19年には、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、いわゆる特措法が制定されました。そこで、特措法を踏まえた本町の取組、鳥獣被害防止総合対策交付金、北広島町鳥獣被害防止計画の3点について伺ってまいります。まず最初に、特措法を踏まえた本町の取組についてお伺いいたします。特措法は、平成24年には対策の担い手確保、捕獲の一層の推進を図るため一部が改正されました。また、平成28年には鳥獣被害対策実施隊の設置促進や、その体制強化、捕獲した対象鳥獣の食品としての利用促進などを図るために一部が改正されました。さらに令和3年には、広域的な捕獲のための体制構築、捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用するための衛生管理の知識を有する捕獲者の人材育成を図るために一部が改正されました。以上のように特措法は国内の状況を踏まえて、一部改正を繰り返してきておりますが、本町はこれらのことを受け、どのように取組を進化させてきているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 特措法を踏まえた本町の取組でございますけれども、令和3年の改正等踏まえ、対策の担い手確保としまして、きたひろ学び塾におきまして、狩猟免許取得への取組、それから箱わな設置のノウハウなどの学びの場づくりを実施しているところでございます。

捕獲の一層の推進としましては、有害駆除期におけますくくりわなを推進するため、猟友会との意見交換を行いまして、来年度から捕獲体制の拡充に向け、くくりわなの講習会の準備を進めているところでございます。また、広域的な捕獲のための体制構築としまして、広島県の農業技術課とともに、昨年度は千代田地域南方地区におきまして実施を行いまして、今年度に

つきましては、千代田地域の壬生地区において計画をしているところでございます。それから捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用するための衛生管理の知識を有する捕獲者の人材育成につきましては、ジビエの活用のニーズはありますけれども、衛生管理の知識の取得のニーズにつきましては、今のところない状況でございますので、具体的な取組は実施しておりません。今後とも被害防止に向けて取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 特措法を踏まえて、町のほうもくくりわなの推進等ますますの充実を図っておられるように伺いました。2点目でございますが、鳥獣被害防止総合対策交付金のことについて伺ってまいります。特措法を踏まえ農林水産省では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資することを目的として、鳥獣被害防止総合対策交付金が設けられておりますが、本町では、その交付金をどのように活用しておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 過去3年間の活用状況でございますけれども、令和2年度につきましては、193万2750円で、内訳としましては、箱わなの購入が12基及び実施隊活動費でございます。令和3年度につきましては、246万5450円で、内訳としましては、箱わな購入費が13基及び実施隊活動費でございます。令和4年度につきましては、490万8500円で、内訳としましては、箱わなの購入16基、それからセンサーカメラ5台、それから実施隊活動費でございます。また併せまして、豊平地域の西宗地区の侵入防止柵を行ったところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ここ3年間の交付金の活用状況についてご答弁をいただきましたが、年々国からの交付金も増え、その活動も充実されているように受け止めております。しかし活用した交付金の使途として、平成27年度からは捕獲活動経費の直接支払いとして捕獲活動費を上乗せして交付できるようになっていると私は理解をしておりますが、このことについては、本町ではどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 交付金におけます捕獲活動経費の直接支援の対象にするには、捕獲者から捕獲状況でありますとか、個体の詳細な情報などの報告書の提出が必要となります。現状では困難なため対応してない状況でございます。また上乗せにつきましては、財政政策課との協議も必要となりますので、もし取り組むとなりましたら、協議が必要というふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 関連してお伺いいたします。捕獲活動経費の直接支払いとして、捕獲活動費を上乗せすることは現状では不可能だと、今、言われました。お隣の邑南町では、捕獲活動経費の直接支払いとして、捕獲活動費上乗せは行われています。決して不可能なことではないと私は思います。報告書の提出など煩雑になるとは思いますが、捕獲活動費を上乗せすることで、狩猟者の捕獲意欲を高めると同時に鳥獣被害防止を進める上で極めて有効な手だてであると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 国の補助金につきましては、成獣とそれ以外、あるいは埋設、焼却処理

によりまして単価が違う状況でございます。このため、それが分かる写真でありますとか、捕獲時マーキング等のそういった個体の詳細な確認等が必要になってくるところでございます。また、国の交付金はいわゆる有害期しか出ないというふうな状況でございます。現行、本町の制度におきましては、有害と駆除期も含めて出しているような状況でございます。いわゆる年間取ったものに対しては出しているような状況でございます。しかも一律、同じ単価でというふうなところもでございます。本町の今の現行がどういったメリットがあるのか、国に取り組んだ場合はどういったデメリット、あるいはメリットがあるかにつきましては、現在、取り組んでおります各市町の状況も把握しているところでございます。そういったところも今、研究しておりますので、今後とも研究しながらしていきたいと思っておりますし、猟友会との意見交換もしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 最後におっしゃいましたが、猟友会の皆さんとの意見交換ぜひ大事にしたいだけだと思います。次に参ります。鳥獣被害防止総合対策交付金を活用する上で最も大事にしたいことは、地域ぐるみの被害防止活動、いわゆる共助を進める道筋をつくることだと考えますが、本町ではこのことをどう捉え、どのように進めているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今年度より広島県農業技術課と戦略的鳥獣害対策技術構築事業に取り組んでおります。これは、鳥獣害対策のモデルとなる集落の育成でありますとか、担当者や専門員の鳥獣害対策支援に関するノウハウの向上に向けまして、集落にアドバイザーを派遣しまして、集落におけます鳥獣害対策の実施の支援を行うものでございます。今年度につきましては、大朝地域の岩戸地区、それから千代田地域の春木地区、豊平地域の吉木地区にて取り組むこととしております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ただいまのご答弁では、鳥獣害対策のモデルとなる集落の育成に向けた取組を進めるとありました。これまでよりも一歩進んだ取組が始まるんだな、そういう受け止めをさせていただきました。そこで、どのようなメンバーを集めて取り組むのか、また県のアドバイザーを招いて鳥獣害対策のモデルとなる集落の育成を図る戦略的鳥獣害対策技術構築事業とは具体的にどのように進められていくのか、もう少し具体的にお話をお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この広島県の戦略的鳥獣害対策技術構築事業につきましては、令和4年度から始まっておるものでございます。市町が選定した集落にアドバイザーを派遣し、市町担当者あるいは専門員と連携しながら、集落におけます獣害対策の実施をしていくものでございます。まず、イメージとしましては、ステップ1としまして共有というところで、集落の住民との話合い、獣害時の現状、どういった所に出てくるのか、先ほど答弁いたしましたようにそういったセンサーカメラを利用しながら、どういった所から出てくるのか把握。それからステップ2としまして、集落と住民と対策の検討、先ほど言いました、そういったデータを基にしてどういった対策が必要なのか、集落全体でどういった取組ができるかについてを検討するものでございます。ステップ3としまして、実践というところで、まずできるところから、じゃ

あどこからやっていくかということにつきまして、アドバイザー等と意見交換しながら、取り組むものがございます。ステップ4としまして、発展というところで、持続可能な地域を目指していることで、それをいかに持続していくか、地域の中でどうしていくか取り組むような事業でございます。先ほど言いましたように、本年度は3地区を予定しておりますけれども、今後につきましては、その成果等踏まえながら横展開もしていく中で、各地域での獣害に強いまちづくりも取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 地域を組織的にしていく、そのノウハウについて詳しく説明をいただきました。こうした組織づくりを進めていくというのが最も大事になるのでないかなと思わせていただきました。さて、3点目でございますが、北広島町鳥獣被害防止計画からお伺いしてまいります。まず、ここ5年間の鳥獣による農林業に係る被害の現状についてお伺いいたします。平成30年度と令和4年度の比較でお答えをいただければと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 被害の現状等でございますけれども、野生鳥獣によります農作物の被害状況調査によりますと、平成30年度の被害の状況でございますけれども、被害面積1303a、被害量4万4771kg、被害金額につきましては、854万円でございます。令和4年度の被害状況でございますけれども、被害面積が573a、被害量は、2万7365kg、被害金額は、572万9000円となっております。これらにつきましては、共済給付金のデータが基になっておりますので、給付要件等によりまして誤差が生じている可能性があるというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 平成30年度と令和4年度を比較した時、共済給付金のデータではありますが、被害面積、被害量、被害金額のいずれも減少しているようです。しかし、本町の鳥獣被害は少なくなったと実感しかねるのでございますが、このことをどのように捉えておられますでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 町の被害額の算定につきましては、農業共済組合の被害面積に対しまして一定の基準を設けて参照したものでございますので、実態との差があるのではないかとこのふうには把握しております。なかなか正確なデータを把握するのは難しいのですが、あくまでも共済のデータを基にして現状では把握しているところでございますけれども、議員指摘にもありましたように、それ以外のものもあるのではないかとこのことは、実態的にはあるという考えておりますので、引き続き被害防止に向けて取組を進めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 了解いたしました。次に被害防止策の3つの柱である捕獲防止柵等の設置による侵入防止、集落環境の整備のこの3つの具現化についてお伺いをしてまいります。まず捕獲についてでございます。被害防止計画には、被害防止対策として、有害鳥獣捕獲班員による駆除、鳥獣被害対策実施隊員による一斉捕獲及び追い払いと記されています。有害鳥獣捕獲班員と鳥獣被害対策実施隊員の構成員とその規模、また有害鳥獣捕獲班員と鳥獣被害対策実施隊員の関係はどのようになっているのか。その現状についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 有害鳥獣捕獲班と鳥獣被害対策実施隊は、同一構成員となっております。狩猟免許取得者で組織する有害鳥獣捕獲班員の中から任命された者によりまして鳥獣被害対策実施隊を組織を行いまして、捕獲、防護柵、緩衝帯の整備等の普及啓発を行い、農作物の被害防止について56名で活動しているところでございます。各地域におけます体制につきましては、芸北班が15名、それから大朝班が15名、千代田班が16名、豊平班が10名となっております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 56名で活動とおっしゃいました。この56名の方は、ほぼほぼ猟師さんであるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） はい、ほぼそういったことになります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 捕獲班の整備をするに当たって、町は、構成員は捕獲を実施するために最小限20名程度を基準としたいとされているようで、もっと多くのメンバーを巻き込んでいく必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。また、猟師以外のそういう狩猟に関わるチームの輪をもっともっと広げていく必要もあろうと思います。その辺りについてお考えをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 捕獲対策実施隊等につきましては、おおむね各地域20名というふうになっておりますけれども、これにつきましては、猟友会さん等の意見を聞きながら、今の現状の体制を作っているところでございます。平均年齢につきましては、全体で56歳、一番若い人につきましては、32歳、最も高齢の方が86歳というふうな状況で、年々各地域で差はありますけれども、高齢化しているところでございますので、若い人の免許取得等にも努めていかなきゃならないというふうに思っております。そのためにも学び塾等の活用、あるいは現在行っております狩猟免許取得の補助事業等もしっかりPRしながら、そういった地域の中での育成も今後とも取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今、捕獲班員と言うのと、もう一つは実施隊員と言うのがございますが、実施隊員のほう、もっともっと底辺のほう広げていただいて、その輪が広がって捕獲に対する町内の取組が一層強まるようにご指導いただければと願っております。続いて令和2年度、3年度、4年度の直近3年間の捕獲実績についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 特に捕獲が多いイノシシとシカについて実績を答弁させてもらいたいと思います。イノシシにつきましては、令和2年度が1889頭、それから令和3年度が897頭、令和4年度が1312頭の状況でございます。シカにつきましては、令和2年度が975頭、令和3年度が887頭、令和4年度が1035頭の実績でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） シカとイノシシについてご答弁いただきましたが、この数字は、直近の十数年を見ても極めて多い数字でございます。多くの捕獲がなされているんだということを受け止

めさせていただきます。また、広島県内ではニホンジカへの対応が課題とされておりますが、このことについてどう対応されているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 本町におきましても、ニホンジカの生息地域は拡大しております、今までいなかった芸北地域においても増えている状況でございます。このためニホンジカの捕獲状況は8割弱がくくりわなであることを踏まえまして、各地域におけますくくりわなの安全講習会を含め、普及を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 本年度のくくりわなを使った講習会や、その普及はどのように計画をされておられるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 猟友会とも意見交換をしておりますし、9月23日土曜日の学び塾におきましても、くくりわなの講習会も行うようにしております。くくりわな、安全面も非常に重要でございますので、特に取組が進んでおります千代田地域の取組をそういった他の地域にもしていくためには、やはり安全講習会等も必要でございますし、こういった所に仕掛ければ良いということも含めて各地域で猟友会さん含め勉強会をしていきたいと思っております。そういったことによってニホンジカの対策もしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） この講習会は、事前申込みが必要なんでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 事前申込みが必要でございますので、農林課のほうまでご連絡いただければというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） このくくりわなを使うことは有効な手だてだと思います。そのことがますます広がりますように、多くの方の参加を期待したいものです。さて、令和4年度より広島県が実施する広域捕獲活動に取り組まれています、その取組の概要や捕獲実績はどうなのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 広域捕獲の状況でございますけども、昨年度は県内におきましては、世羅町、安芸高田市、北広島町で取組を行いました。本町におきましては、千代田地域の南方地区の一部で、センサーカメラによります獣の動態調査、それからくくりわなによります誘因捕獲にて実施したところでございます。実施した期間につきましては、9月16日から10月31日の間に174頭捕獲したところでございます。内訳としましては、イノシシが46頭、それからシカが128頭の実績でございます。なお、各市町の状況でございますけども、世羅町におきましては、74頭、安芸高田市におきましては、71頭の状況というふうに聞いております。今年度につきましては、東広島市、それから竹原市、安芸高田市、北広島町が取り組む予定になっております。今年度につきましては、隣接します2市で取り組むことが条件となっておりますので、安芸高田市と隣接します千代田地域の壬生地区を現在は予定しております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。



○4番（中村忍） 先ほどからご答弁いただいておりますように、ここ3年間の捕獲実績はこれまでと比べると極めて高くなってきております。このことについて町はどのように受け止めておられますか。また、獣の動態調査と、くくりわなの活用や広域捕獲活動の実施の他に何か有効な手だてがあったのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 最終的な手段としまして捕獲、個体管理のほうも非常に重要と思っております。そういった中で捕獲活動につきましても引き続き取り組んでいきたいと思っておりますし、特にシカが拡大している中で、くくりわなが非常に有効でありますので、そういったところにつきましては、今後、先ほど答弁しましたように全地域での取組に向けて講習会、勉強会含めて取り組んでいきたいと思っております。広域捕獲につきましては、非常に実績が上がっておりますので、本年度も行う予定にしておりますけれども、来年度につきましてはまた、これは県の事業でございまして、県と相談しながら取組を進めればというふうに思っております。それから先ほども答弁しましたように、各地域で取組が重要でございまして、そういったところもどういうふうに普及していくかにつきましては、またいろんな勉強会、先ほど言いました県の事業の横展開、そういったところ含めて取り組んでいければというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 重ねて説明をいただきましたが、くくりわなが大変有効だということが分かりました。今後に向けて、ますますみんなで勉強して、そういうことが広がっていくことを願っております。さて、広域活動では、先ほども説明をいただきましたが、1か月余りの短期間に174頭ものイノシシやシカが捕獲されております。また、年間では2000頭以上のイノシシやシカが捕獲されております。捕獲した鳥獣の処理はどのようにされているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 捕獲した鳥獣の処理につきましては、主な処理は埋設の状況でございまして。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 鳥獣を捕らえて殺処分をしても、仕方なく自分の所有地に埋めている例もあるように伺っております。町内の有害鳥獣の処理場を拡大させることや事業者への支援を拡大する必要があると考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 有害鳥獣の処理場及び事業者への支援の拡大につきましては、現在は考えておりません。しかしながら捕獲したものの最終的な処理をどのようにするかにつきましては、本町が計画しております北広島町鳥獣被害防止計画におきましても、増加する捕獲鳥獣の技術的な処分方法でありますとか、運搬も含め検討を行うこととしておるところでございまして。埋設等の場所の確保が困難であるとの声はまだ余りない状況ではございますけれども、埋設にかかります場所、労力の問題、焼却施設への運搬等について、各地域の実情を踏まえながら、今後とも研究、対策の検討等はしていく必要があるのではないかとというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

- 4番（中村忍） 猟友会の方の立場から言えば、せっかく捕獲しても焼却施設まで運ばないといけん。大変な手間がかかってしまう。そういうことで、補助金というかそういうのをいただくんだけど、そのことだけでは十分ではないよというような声も聞いております。今後、ご検討いただければと思います。狩猟後の有効活用を一層進めることは、新たな経済効果を生むことになりますし、大切にしたいことだと思っておりますが、町のお考えをお伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 有効活用の一つとしましてジビエというのもございますけども、町内の民間ジビエ施設等情報共有しながら課題の洗い出し、意見交換をしながら解決に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 今、ジビエの施設は2施設ですか。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 肉をと言う処理は2地区でございますけども、一つペットショップに使う事業者もありますので、それを含めると、2つが肉、それからペットショップに送る骨ですね、骨のものを含めると、今3か所というふうに把握している状況でございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 一度にたくさんは難しいかもしれませんが、今後、協議をされて前に進めていただければと願っております。さて、学校給食におきましてもジビエを提供している小・中学校の数が令和4年4月の時点では、国内の53市町村において668校で行われているようでございます。本町の実態はどうでしょうか、お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 学校教育課長。
- 学校教育課長（植田伸二） 本町では、令和3年度に壬生小学校で3回、八重小学校、八重東小学校、本地小学校で1回、令和4年度に壬生小学校、八重小学校、八重東小学校、本地小学校で1回、豊平小学校、豊平中学校、千代田中学校で2回、地元食肉加工会社からのシカ肉とイノシシ肉の提供により、シカ肉のキーマカレー、イノシシ肉のタコライス、ぼたん汁、ハンバーグの献立を実施しています。
- 議長（湊俊文） 中村議員。
- 4番（中村忍） 献立のほうも大変工夫されておられるようですし、今後も継続していただければと願っておるところでございます。次に、防止柵などの設置による侵入防止についてお伺いをしてまいります。侵入防止柵の整備計画として、電気柵、鉄柵、鉄網柵で総延長4万m、40kmの整備を3年間計画しておられますが、整備した柵の長さや整備にかかった金額など、その実績はどうだったのか、お伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 農林課長。
- 農林課長（宮地弥樹） 整備の金額及び延長でございますけれども、令和2年度につきましては、399万5326円の補助を行いまして、延長は、4万258mの状況でございます。令和3年度につきましては、435万4213円の補助を行いまして、延長につきましては、3万3904mの状況でございます。令和4年度につきましては、336万2571円の補助を行いまして、延長につきましては、2万9072mの状況でございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今、その数字を説明していただきましたが、この3年間で、侵入防止柵として延べおよそ100kmを超える柵が本町では整備されたようで、整備に関わられた住民の皆さんのご負担は極めて大きかったことと思います。また、その補助金は3年間でおよそ1170万円がかけられていたようですが、防護柵設置の補助はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 防護柵設置の補助でございますけども、農地の耕作者等が設置いたします電気柵等の資材購入費、経費を補助する被害防止事業によりまして支援を行っているところでございます。補助要件につきましては、農業者が個人の場合は、1か所3万円以上の事業費で補助率30%、補助限度額は5万円でございます。農業者が集落ぐるみでありますとか、複数で取り組む農家の場合につきましては、1か所3万円以上の事業費で補助率30%、補助限度額は10万円となっております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 補助率は、30%であるご答弁をいただきましたが、本町で農業に携わっておられる方のご負担は極めて大きいことが推測されます。町は、補助について見直しをしたことはないのでしょうか。また、防止柵設置に当たっては、中山間地域交付金を活用している地域もあるものの、北広島町の農業を守っていくためには補助額の一層の拡充をしていく必要を感じますが、どう対応していかれるのかお伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 被害防止事業につきましては、令和4年度に補助要件の一本化と、集落ぐるみに対する補助金の見直しを行ったところでございます。このため現在では拡充等は考えておりません。被害防止事業につきましては、先ほど言いましたように、補助額が5万円及び10万円の状況でございますので、集落全体を行う等の事業費が大きな場合につきましては、中山間地域等直接支払交付金でありますとか多面的機能支払交付金を活用しての取組も可能となっておりますので、活用等お願いしている状況でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 最後になりますが、集落環境の整備についてお伺いをしております。鳥獣被害防止計画では、集落環境の整備は集落全体への意識改革が必要であり、啓発活動や研修会を実施するとありますが、どのような啓発活動を行い、どのような効果があったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 啓発活動研修会等でございますけども、農作物の被害等の課題解決に向けまして、千代田地域川戸地区におきまして対策研修会を実施しております。令和2年には、鳥獣の生態講習やグループで課題の抽出を行いまして、令和3年には実践に向けた花火によります追い払い等の現地実習と今後の対策をグループで討議したところでございます。継続的に取組を進めるために、令和4年には効果的な電気柵の設置方法や既存施設の改良点等、より電気柵の技術的な講習を行ったところでございます。その結果、今年度につきましては、有害鳥獣交付金を活用いたしまして電気柵の整備を行っているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 3年間かけて、丁寧とその取組を深められてきたんだなということと、また千

代田地域の川戸地区をモデル地域として啓発活動を進めてこられたことが大変よく分かりました。令和2年からの取組でどのような効果があったのか認識されておられますか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 川戸地区、特にサル被害がかなりということがありまして、令和2年度からその解決に向けて地域の方に集まってもらって、県の協力を受けながら対策をしたところでございます。地域の中での追い払いも少しは、少しと言いますか、そういった取組もできつつあるというふう考えておりますし、サルの被害が全部なくなったとは聞いておりませんが、減少したというところも聞いています。この取組が持続的になるように今後ともそういった取組と言いますか、そういった意見交換、地域の中での人との意見交換、あるいは専門員を派遣しながら、こういった取組が必要ですよというところにつきましては、今後とも取り組んでいく必要があるというふう考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） とりわけサル対策でございますが、追い払いをしようやと言った時に多くの地域の方が協働していただけるような、そういう組織づくりを一層今後も進めていただくことが大切ではないかと私は思います。さて、獣類を里地に近づけない山際の環境整備として行っている緩衝帯、いわゆるバッファゾーンの確保、整備も効果的であると伺っております。このような里山づくりは、町内でどの程度進んでいるのでしょうか。またその効果がいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 里山林対策としまして森づくり交付金事業がございます。その事業の中に環境改善、防災・減災、鳥獣害対策を目的としました里山林整備事業があります。昨年度は、19.6ha実施し、緩衝帯に特化したものではございませんけれども、千代田地域の川井地区におきまして、シカなどの生息域に変化がありまして、いなくなった等の報告を受けております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） シカがいなくなったという、そういうふうな実績もお伺いいたしました。大きな効果があるんだなということを改めて理解させていただきました。さて、鳥獣害の被害軽減を着実に図るには、今、お伺いした捕獲、防護、地域環境整備の三本柱による対策を丁寧に進めていくことは重要であります。それに加えて鳥獣被害防止計画では、鳥獣害を一人一人の問題と捉え、集落を挙げて取り組むよう推進していくことが重要であると記されておりますが、行政はどう指導し、どう関わっているのでしょうか。私はこのことがこれからの本町の鳥獣被害防止施策を実施していく上で最も大事なことだと思っておりますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） ご指摘のとおり、集落を挙げて取り組むことが重要というふう考えております。このため現在専門員のほうが地域に出向き、被害状況や防護柵等の設置状況の確認でありますとか、センサーカメラ設置によります現況把握、補助制度の説明の他、防護柵等の設置の技術的指導等も行っております。併せまして集落で取り組む場合、ここが穴が空いてますよとか、そういったところのアドバイスもしているところでございますし、先ほど言いました県の事業にも専門員と一緒に入って勉強もして、今後の横展開、当然農林課含めてござい

ますけども、横展開に向けて考えております。そういった中で、地域、集落を挙げての取組につきましては今後とも必要でございますので、引き続き取り組んでいければというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 専門員の方が大変活躍されているということをお話いただきまして、専門員の方が配置されて、本町にとって大きな効果が上がっているんだなということも分かりました。さて、今回一般質問を行うに当たって、私はお隣の邑南町の担当課の方からもお話を伺いに行きました。一番、その担当課の方が苦勞されたことは何ですかとお伺いいたしましたところ、保護活動を進める上で、担当課がリーダーシップを発揮して地域の組織づくりを進めたことだったと話されました。とても印象的でした。先ほどもご答弁された集落環境の整備を進めた時にモデル地域として啓発活動を進めてこられた時のように、行政がそれぞれの地域の取組の輪の中に入って、鳥獣害対策を進めるための共助の道筋をつけることが最も大事にされるべきではないかと思えます。先ほども今後についてお話されたので、このことを重視して、これから進めていくことを願っております。さて、鳥獣害を一人一人の問題として捉えて、集落を挙げて取り組むようにするためには地域への啓発活動も充実させていくことが重要であろうと思えます。これなんですけれど、これは庄原市の鳥獣害のパンフレットです。結構コンパクトで、写真がいっぱいで、読んでもすぐ分かりやすい、そういう中身になっております。この表紙には、獣害を引き起こす原因は、私たち自身による意図せざる餌づけです。ならば話は簡単です。獣害対策なんて餌づけをさっさとやめるだけと記されています。本町においても町の広報紙や、このようなパンフレットで啓発活動を進めていくことも大切にされてはと思います。いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 庄原市のパンフレットにつきましては、非常に分かりやすいものでございました。そういったものも参考にしながら、今後広報等でも取り組んでいければというふうに思っております。また、他の市町のところも非常に分かりやすいものを出しているものもありました。そういったところを参考にしながら、できるだけ町民に分かりやすいものができればというふうに思っております。また、引き続き研究等もしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今後の啓発活動を期待しております。さて、先ほども説明をいただきましたが、令和4年度から専門員が配置されておりますが、専門員はどのような活動を行われて、どのような成果が上がってきているのか、いま一度詳しくお話いただければと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 専門員でございますけども、町内の被害状況の把握でありますとか、対策分析のための特にセンサーカメラを設置いたしまして、そのデータ等によりまして、その後の防護対策でありますとか、そういった地域に寄り添った活動をしております。また、県などの事業につきましても積極的に取り組みまして、獣害に強い地域づくりの構築に向けて取組を進めておるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 専門員の方が本町の鳥獣被害対策の核となって、ますますご活躍していただく

ことを期待しているところでございます。ICTのことについて、いろいろな場面で説明が出てきましたので、ICTのことも少し調べてみたんですが、三次市のICTを活用した総合的な鳥獣被害対策モデル集落推進事業の取組報告がございましたが、これにはICTを活用したシステムの導入が有効であったということが報告されております。また中国新聞でも報道されましたが、島根県川本町でもサル生態をGPSで把握し、捕獲を効率化する取組を進めているという報道もされています。これは1匹捕まえたサルにGPSを仕掛けて、そのサルがどう動くか、その群れがどう動くかというのを把握して捕獲活動を有効に進めたというお話が載ってございました。本町の今後の見込みはいかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） ご指摘のとおり、ICT機器の進歩はめまぐるしく進化しております。しかしながら、今のところ本町の課題解決に向けての有効なシステム、費用対効果が果たして達成できるか等につきましては、ない、まだまだ検討が必要などこかなというふうに考えております。今後も引き続き情報収集しながら、有効性が実証されれば、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ぜひ有効な活用を見いだしていただければと願っております。終わりになりますが、鳥獣被害問題に関しては議会内に限らず、様々な場面で質問や要望をいただいているものと思います。農業者においては、有害鳥獣による被害で経済的損失や精神的苦痛を受けることが、また町民においては、命や財産への脅威となることが鳥獣問題の本質だと思います。町は、本町の現状をどのように認識されて被害防止対策を今後どのように推進していこうとしているのか。その所見をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 有害鳥獣被害の拡大は、農業者の農業意欲の減退につながり、優良農地も含めた耕作放棄地の発生が増にもつながるため、有害鳥獣対策につきましては、大きな課題と認識しております。また対応していくことが重要であるというふうに考えております。獣害対策につきましては、環境改善、侵入防止、捕獲の三本の柱とともに、地域ぐるみでの取組を推進していく必要があるというふうに考えております。環境改善につきましては、引き続き里山林整備事業によります緩衝帯、いわゆるバッファゾーンの整備を進めていきたいと考えております。侵入防止につきましては、鳥獣対策専門員を配置し、積極的に各地域に出向くとともに、県とも連携しながら、獣害に強い地域づくりの取組を進めていきます。また、学び塾によります地域の後継者育成の取組を行っていきたく思っております。捕獲につきましては、引き続き有害鳥獣捕獲班等と連携するとともに、ICTの活用も検討しながら、捕獲活動の取組も進めていきたいというふうに考えております。いずれにしましても有害鳥獣被害対策は今後とも重要であるため関係機関、各地域とも連携しながら取組を進めていく必要があると考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 地域ぐるみの体制づくり、これが大事だというふうに私は申しましたが、この体制づくりには随分時間がかかることとは思います。しかし、ここをしっかりとやって、鳥獣対策は共助で行うんだという意識がより定着するようにご努力をいただければと願っております。

その体制づくりに当たりまして、関係者を取りまとめて道筋を示していくのは、やはり行政の責務だと思います。そのリーダーシップの下、個人と集団の相乗効果を生み出す取組が各地域、各集落で実践され、産業振興や安全・安心なまちづくりにつながっていくことを切に希望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（湊俊文） これで中村議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。3時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 45分 休憩

午後 3時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。7番、美濃議員の発言を許します。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。今回の一般質問は、2点行います。最初は、マイナ保険証、不安は払しょくされるのかについてです。先の6月議会の一般質問で、マイナ保険証で国民皆保険は守れるかと町長に伺ったところ、国民皆保険制度が守られなくなることはない。国は解決する方向で検討していると答弁しました。あれから3か月、その後も誤登録やトラブルが次々と明らかになり、底なしの様相で、国は迷走を繰り返しています。今回は、皆保険は守られるとした町長に本当に不安は払拭されるのか、町長の認識を問うとともに、現在の混迷から脱し、国民の命と健康を守るため、今の保険証を残すよう政府に申し入れるよう求めるものです。まず、その後、申請件数の推移、自主返納はあるか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） マイナンバーカードの直近の申請件数ですが、令和5年8月末時点で、1万3949件、79.84%です。また、自主返納については、6月に1件ありました。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 4月末時点と比べて申請が79.84%、8割弱と伸び悩んでおり、不安が払拭されていないことが分かります。8月4日、岸田首相は記者会見で、来年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する方針を当面は維持する考えを明らかにしました。廃止を延期するかどうかの判断を先送りし、今年秋までに行うマイナ保険証の点検作業を見定めた上で、さらなる期間が必要と判断される場合には、廃止時期の見直しを含め適切に対応するとしています。あくまで保険証は廃止することです。そして、資格確認書の有効期限を5年を超えない範囲で自治体や健康保険組合が決める。マイナ保険証を持たない人全員に資格確認書を発行するとしました。そこで伺います。町長は、岸田首相の会見をどのように受け止めましたか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 8月4日の岸田内閣総理大臣の記者会見の受け止めについてですけども、

会見の中にありましたように、世界のデジタル先進国では、円滑に進む行政サービスが我が国では実現できていないという現実から、デジタル化の遅れを取り戻すため、マイナンバーカードの早期普及についても取組を進められてきました。しかし、マイナ保険証の相次ぐトラブルにより国民が不安を感じていることに関して、信頼回復のためのポイントを徹底し、信頼を取り戻した上でデジタル改革を進めていくこととしております。そのポイントは、第1に、個別データの総点検、第2に、再発防止の徹底、第3に、デジタル化への理解促進とマイナ保険証への不安払しょくであり、これらのポイントについては、マイナンバーカードに対する国民の信頼回復のためにも、これからデジタル改革を進めていく上でも必要なことと受け止めております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） しかし、会見後の8月8日、政府は、マイナンバー総点検の中間報告では、マイナンバーと保険証とのひもづけミスが新たに1069件確認され、計8441件、公務員など年金記録とのひもづけミスが118件、障害者手帳とのひもづけでは、調査した237自治体のうち約2割で手続に不備があったことも明らかにされました。また、全国保険医団体連合会、保団連が、これ最新のデータです。9月13日、昨日発表したオンライン資格確認のトラブル実態調査第2弾、回答数は7070医療機関の結果では、39都道府県の978医療機関、13.8%で、年齢や所得により、1から3割に区分される70歳以上の医療費の窓口負担割合が、紙の保険証とマイナンバーカードなどを使ったオンライン資格確認に相違ある事例が全国で引き続き相次いでおり、9割が今の保険証が必要と回答しているとのこと。さらに全国健康保険協会によると、中小企業の従業員らが加入する健康保険、協会けんぽで、約4000万人いる加入者の1%に当たる約40万人でひもづけ作業が終わってないことが判明しました。不安払しょくどころか信頼回復にほど遠いのが現実です。そのため政府は、自治体などに全データの点検、ひもづけの誤りの修正、情報漏えいの有無の調査などを原則秋までに実施するよう求めています。北広島町は点検しているのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議員ご指摘のとおり、中間報告では、多くのひもづけミスなどが報告されております。これらの再発防止の徹底をすることが必要と考えており、そのために今後ミスが発生しないよう、手続についてのルールを定めることが必要と考えております。また、国が秋までに実施するよう求めている全データの点検、ひもづけ誤りの修正、情報漏えいの有無についての調査ですが、現在、国から点検の必要があるリストが提示されている状況です。具体的な指示はこれからになります。ただ本町の場合、ひもづけが必要な場合であっても、手作業ではなくシステム内で機械的に行っておりますので、ひもづけ誤りは基本的には考えられません。また、情報漏えいの有無の調査についてですが、町独自では確認をする情報がありませんので、今後、国からどのような指示があるかは不明ですけれども、必要に応じて対応してまいります。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） それでは中間報告では問題なかったということでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 把握できる範囲では問題はありませんでした。

○議長（湊俊文） 美濃議員。



○7番（美濃孝二） なかったということです。北広島町では、70歳以上の医療費の窓口負担割合が紙の保険証とマイナンバーカードを使ったオンライン資格確認に相違ある事例はありませんか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 窓口負担割合に相違がある事例については、医療機関からの問合せで判明したものなんですけども、国民健康保険で2件、後期高齢者医療で1件ありました。この相違の理由としては、窓口負担割合は世帯の所得区分によって決められるものなんですけども、収入額によっては申請により2割になる場合があります。3割の保険証が発送された後、申請書が提出されたため、システム内と保険証との負担区分に不一致が発生したことによるものでした。また、この他相違が考えられるのは、世帯の構成員の異動があった時に、翌月からの負担割合が変わる場合です。新しい保険証が届くまでに古い保険証で受診された時、オンライン資格と保険証との負担割合に差が生じるといったこともあります。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） どちらが正しいかという問題ありますけれども、たとえ1件でも、その方にとって、また医療機関にとっては深刻な問題であり軽視できません。北広島町は、国民健康保険や後期高齢者医療保険のマイナ保険証を持たない人に届く資格確認書の有効期限は何年にする考えでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 資格確認書の有効期限は5年以内で各保険者が設定することになりますが、国民健康保険、後期高齢者医療保険いずれも有効期限については未定です。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 問題は、マイナンバーカードに一体化された保険証を読み取るオンライン資格確認システムに根本的な問題があるのであり、資格確認書の有効期限をいくら延長しても問題は解決しないのではないのでしょうか。それでもマイナ保険証への不安は払しょくできるのか、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議員がおっしゃるとおり、資格確認書の有効期限を延長することがマイナ保険証への不安を払しょくするものではないと思っております。国民の不安を払しょくするためには、現在問題になっている誤ったひもづけなどの問題を解決し、個人情報漏えいがない仕組みを確立することが必要です。さらにオンライン資格確認についても問題点を整理し、本来の目的である受診履歴に基づくより質の高い医療であるとか、多剤・重複投薬の防止などのメリットを実感できるような仕組みの構築が必要と考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 資格確認書の有効期限を延長してもマイナ保険証への不安は払しょくできないとの認識は同感です。これは全国だけでなく、広島県保険医協会の調査でも、機器のトラブルが数多く報告されています。これは県内1839医療機関にアンケートを送付し、335医療機関、18.2%から回答を得たものです。これによると、オンライン資格確認システムの導入後のトラブルは64.6%と、全国の保険医協会の調査とほぼ同じであり、回答のあった10.3%の医療機関で一旦10割負担を患者に請求したとのことであり、トラブルの一端を紹介します。カード読取機にかざすと急に「準備中です。しばらくしてからもう一度お試

してください」と出る。2回に1回は読み取りできない。また、妻の顔で夫の顔認証ができた。原爆や生保、難病などの公費負担医療が登録されていない。オンライン資格確認しても保険情報が何も入っていないなど、紹介しきれないほどのトラブルが発生しており、命と健康を守るべき保険証がそれを脅かしている実態が明らかとなりました。そうは思いませんか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 今、カードを読取機にかざすと色々なトラブルが発生しているということなんですけども、ただ、トラブルがあるからといって命と健康が守られてないという状況ではなくて、今のところ保険証を提示してもらえたりすれば普通に医療を受けておられる状況ですので、今のところは問題ないと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今の保険証があれば問題ない。なくなればどうなるか分からない。6月の一般質問以降、北広島町の医療機関ではトラブルは発生していませんか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 医療機関での窓口のトラブルについてですが、いくつかの医療機関に確認しましたが、現在、トラブルはほとんどないということでした。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 他の調査で、マイナ保険証を使うのは数%、現在の紙の保険証を9割以上の方が使っているというのが言われています。ですからトラブルはほとんどないんですね。しかし、マイナ保険証を使うとこれだけのトラブルがある。次に、公金受取口座をJA広島北部からJAひろしまに変更が必要とのことでしたが、周知方法と進捗状況はどうか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 周知については、ホームページで、金融機関の統廃合などで金融機関のコードの変更があった場合などについては、登録をし直す必要があるといった内容を載せることで周知をしております。進捗状況については、確認する方法がありませんので把握できておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 様々な公金受取口座についてもトラブルがあるんですね、全国的には。

次に通告では、国保の短期証の子どもの医療費公費負担についてのことを質問してありますが、ちょっと内容を変えて、オンライン資格確認ができない場合、子どもの医療費等の公費の適用はできるのかについて伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） オンライン資格確認ができない場合の対応策として、国が示している方法は、患者が被保険者資格申立書を医療機関に提出すれば、窓口での支払いは本来の負担分で済むというものです。この被保険者資格申立書と併せて乳幼児医療であるとか、子ども医療の受給者証を医療機関の窓口で提示していただければ従来どおり適用されます。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） また新しい書類が出ましたけども、本来は必要のない被保険者資格申立書をわざわざ窓口で書かなくてはいけない。これをしなければ10割負担となるのです。とても大変です。資格確認できない事態となると、高額医療費制度が使えなくなるのではないかと、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 窓口で限度額が確認できない場合は、一旦窓口負担分をお支払いいただいて、後日高額療養費の申請によって、限度額以上の支払分について返金するといった現在と同じ手続になります。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） マイナ保険証をかざして、読み取れなくて資格確認できない。突然のことで受診した人はびっくりするわけですね。その時に治療を受けると、一旦窓口で1割から3割払えばいいと思いますが、本来は限度額があるにもかかわらず、手術や高額な薬など数十万円も支払うこともあります。とても庶民はそういうお金持って動いておりません。次に、暗証番号の設定が不要なカードの申請受付、交付は、今年11月頃から検討しているとのことですが、どういうふうになりましたでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 国は、暗証番号の管理が不安な人に向けて、暗証番号を設定しなくてもカードを交付できるようにする方針を表明しましたが、具体的な事務についての通知などはまだありません。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 次から次へと場当たりの方策が繰り返され、国民は混乱するばかりです。また、全国保険医団体連合会の推計では、このままでは108万人がトラブルを経験、無効・該当なしは72万人となり、マイナ保険証のトラブルがまさに命に関わる危険となると保団連は警告しています。8月4日、広島県保険医協会は町長に対し、従来の健康保険証の持参を呼び掛けるよう要望したとのこと。医療関係者から切実に保健証存続を求めている声について、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 広島県保険医協会などの要望内容から医療現場の負担であるとかトラブルについて認識しております。要望内容は先ほど議員がおっしゃったように、マイナ保険証によるトラブルを防ぐため、マイナ保険証だけでなく健康保険証を持参するように周知してほしいなどといったものでした。町といたしましても、町民の受療機会を守るために、できる限りの協力をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） まさに従来の保険証がなければ、このトラブルは続いて起きてくるということなんですね。次に、8月2日付共同通信の全市区町村長調査では、保険証廃止の延期が41%、廃止を撤回すべきが2%とのことで、予定どおり廃止すべきとしたのは29%とのことです。その他と回答した自治体も、国民の理解を得てから総点検の結果を踏まえ判断すべきだと、不安払しょくを優先すべきと訴える意見が多かったとのこと。そこで伺います。この調査に町長はどのように回答したか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） マイナ保険証を巡るいろいろな問題点の解決を優先して、信頼回復するまでは保険証廃止については延期をするべきと回答いたしました。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 現状も信頼回復がいつになるか分からないという事態の中で、当面は延期す

べきと回答されたわけですから、延期でなく、そもそも健康保険証の廃止をやめれば、マイナ保険証の問題が一気に解決するとは思いませんか。そのため町民の命と健康を守る町長として、保険証を継続するよう国に要請すべきと考えますが、町長の決意を伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 国は、国民の利便性の向上のためにデジタル社会を目指しており、マイナンバーカードはデジタル社会のパスポートと呼ばれております。しかしマイナ保険証を巡っては様々な問題が相次いで判明しておりまして、国は信頼回復のための取組を実施することとしております。まずは、国も申しておりますように、現行の健康保険証の廃止は、国民の不安払しょくのための措置が完了することが大前提ですので、不安払しょくが進まないのであれば、健康保険証の廃止については延期といった判断も必要なのではないかと考えております。8月4日の岸田内閣総理大臣の記者会見にもありましたように、大事なのは利用者起点での業務や制度の設計です。国民の声、現場の声を受け止め、最優先とすべきことは何かを考えた対応が必要と考えております。カードの普及、活用には国民の信頼が不可欠です。そのためには、国には、国民目線に立った丁寧な対応と説明が求められると考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 6月議会の一般質問からここに至るもどんどんとトラブルが増えてきて、全国で、マイナ保険証だけじゃなくて、従来の保険証を残してほしいという声もうねりのように広がってきています。町長も信頼回復ができるまで延期すべきとありますが、信頼回復の見通しが立っていません。そういう状況の中で、国民の声、医療機関などの現場の声を受け止め、最優先すべきことが必要と考えているなら、国に要望することがすぐにはできなくとも、北広島町長として、現在の保険証は継続すべきと、もう一步踏み出した姿勢を表明すべきではないでしょうか。併せて、全国町村会が国に要望するよう、町村会に働きかけるべきではないかと考えますが、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） マイナ保険証については、いろいろなトラブルが皆さんもご存知のようにありますので、繰り返しになりますけども、やはり不安払しょくということが大前提となっております。町といたしましても、あらゆる場所で不安払しょくのためのいろんな施策であるとか、これからの制度設計ということ踏まえた上でのマイナ保険証ということでの取組についての発信をしていこうと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 長々と現状を、信頼回復していない状況、全国保険医協会団体連合会の全国の調査、数万の医療機関に送付をして7000もの回答を得た結果とか、そういうもので示した結果、とても信頼回復できない。保険証はぜひ継続してほしいという声が出ている中で、町長として、信頼回復できなければ延期という姿勢を示しているにもかかわらず、改めて表明ができないということは非常に残念であります。マイナンバーカードと保険証の一体化の狙いは、医療、年金、介護など人生で受けた行政サービスの全てと、個人の金融口座、資産をひもづけて国が管理することによって、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴税強化、給付削減を押しつけるため経団連がたびたび提言してきたもので、社会保障の給付減、負担増のためにつくられた制度とも言われています。繰り返しますが、町民の命と健康を守り、国民皆保険制度を守るため、保険証の廃止をやめるよう、引き続き取り組んでいくつもりであります。

す、私は、次に、2つ目の問題にいきます。人口減少、地域課題解決のための対策を問います。少子高齢化が進む中、北広島町の地域課題をどのように解決しているか。邑南町の例を参考に町長に伺います。北広島町議会は昨年6月、議長を含む議員全員による中山間地域対策特別委員会を立ち上げ、人口減少はじめ地域の諸課題を解決するための施策を研究し、行政に政策提言するため、視察や研修を積み重ねています。その一環として、5月16日、人口減少に歯止めをかけるためには地域との協働による取組が不可欠として、12ある公民館区全てで地区別戦略を立てた経験を学ぶため邑南町を視察しました。邑南町は、一時は消滅可能都市896の1つに上げられましたが、わずか5年後には人口の減少率が改善し、2011年度以降、移住世帯数は増え続け、8年連続で20から30世帯を超えました。2015年以降、5年間の移住定住者数は年60人前後で、一時期社会増が減少した時期はありましたが、20代後半から30代前半の子育て世帯が転入増となっています。移住者を受け入れるためには、周りの人たちとのサポートなしでは生活が難しく、地域が自立することが大事と考えたとのこと。地区別戦略は強制でなく、全12地区それぞれ話し合い、取り組みたい事業をおおむね3つずつ役場に提案。町に承認されれば、年300万円の事業費が4年間助成されるとのことです。ハード・ソフトいずれも対象で、自治会の承認があれば、地域の任意組織で交付金の支払対象となります。年度末には参画した全地区が集まり、どんな成果が得られたかを報告し合うとのこと。行政主導で決めるのではなく、外部コンサルタントに頼むのでもなく、住民自らが時間をかけて議論し、地区ごとに必要なプランを作成し、実践する、そうした時間のかかるプロセスで総合戦略を策定することをあえて選択したものです。従来よりしっかりした規模の予算がついたことで、これまで構想の段階だったプランも具体的に動き出したとのことでもあります。ある地区では、移動スーパーにこ丸くんの事業が始まり、ある地区では、寄合い所が設立され、お年寄りの集まるサロンが始まりました。また、若者や町外に暮らす出身者が集まる。お祭りや運動会を開催する地区もあったそうです。町全体で見れば「ちくせん」によって目に見える形で活発に活動が行われるようになったと言えるとしています。そこで伺います。邑南町の地区別戦略の取組について、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 邑南町では、日本一の子育て村などを目指すことで、人口の社会増や出生率の上昇などを目標に、人口減少対策の施策を実施しておられます。邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略にある「ともに支え合う共助の仕組みづくりと地域コミュニティの自立促進」の施策を実施するための一つの事業として、12公民館単位の地区別戦略の推進を掲げられており、地区別戦略は、12の公民館エリアから提案された地域に根差した特色のある人口減少対策の事業を各地域ごとに集約したものと認識しております。先ほど議員おっしゃったように、具体的な取組として、阿須那地区自治会合同運動会の企画運営や、中野地区の見守りスーパーにこ丸くん、日和地区の騒祭の会場設営など、地区ごとの様々な取組が行われているようです。また、令和2年度から現事業から発展事業に移行し、将来的に各地域組織から、町からの支援を受けずに自立した運営ができるような仕組みづくりにも取り組んでおられます。人口減少対策の先進的な取組事例として捉えさせていただいております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今、答弁ありましたとおり、先進的な取組ということで、まだまだ学びきれ

てませんが、そのはしりであります。受け止めています。邑南町の地区別戦略に取り組む特徴として、強く印象に残ったのは、人、お金、知恵です。そこで町長に伺います。まず最初に人的支援です。12の公民館に町職員、公民館長、非常勤職員、会計年度任用職員を配置し、地域担当の職員もいる。その他に自治体担当職員が設置されています。住民の身近なところに担当職員を配置し、日常的に相談できる体制を取っていることについて、町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 邑南町では、12の公民館ごとに館長、町職員、会計年度任用職員を配置しておられます。本町では、まちづくりの拠点である4地域の地域づくりセンターに職員を配置し、人づくり、協働のまちづくりを進めております。また、4地域に集落支援員を配置し、地域の現状や課題を把握し、行政と協働した地域の維持、活性化を図っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 北広島町でも支所単位にやられているということですが、規模が違うんですね。邑南町は旧学区単位であり、大体400人から1400人ぐらいの地域、北広島町で言えば各振興会、自治会単位に公民館があって職員を配置しています。ここが全く違います。それだけでなく、地域マネジャーというのがありますが、そして各地区に集落支援員制度や地域おこし協力隊制度の活用、現在の公民館主事などを配置しています。地域マネジャーは、管轄する地区で、より高度な事務処理能力、企画立案や地域や外部とのコミュニケーション能力など多彩な能力を発揮しています。北広島町のまちづくり基本条例第30条、町職員の責務に、町職員はまちづくりの専門スタッフと位置づけています。この条例のパブリックコメントで、町は、地域担当制は具体的な手法の一つと考えており、条文には盛り込みませんが、引き続き研究していきますと回答しています。この考えに変わりはないのでしょうか。制定後5年がたちますが、その後の研究の結果について伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 本町のまちづくり基本条例策定時のパブリックコメントで、地域担当制を明記すること、まちづくりに町職員が関わるということが不可欠であり、職員の意識改革が必要であるという意見をいただいております。地域担当制は、具体的な手法の一つという考え方に変わりはございませんが、基本条例策定後に取り組んだ協働のまちづくり、地域の担い手育成をテーマとしたきたひろ学び塾などを通して職員が町民とともに活動することにより、対話の重要性や地域や組織の枠を超えた仲間づくりの必要性、自ら行動する主体性が必要なことなどを認識し、それぞれの人が持つ特性や主体性を生かした取組がより必要という考えが強くなってきていると考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今、答弁にあったような意識が高まっていることは喜ばしいことです。そこで伺いますが、学び塾に参加した職員のうち何人ぐらいが町の仕事と兼務でも地域に入っているのでしょうか。何人ぐらい入っていますか、また、こういう取組がしたいと職員から希望は出ていませんか、伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 現在、学び塾の学部につきましては5学部ございます。それぞれの学部のほうに幹事課、それから所属課ということで、4つから5つの課を振り分けて職

務に当たっております。通常、幹事課の課長が学部長という形で存在しておりますけれども、それを構成する所属課からも課長と担当職員合計2名が通常のワーキングメンバーとして活動しております。ただ、実際に町内へ出て講座を開いたり、ワークショップを開いたり、集会等を開く場合は、必要に応じて所属課の職員がほかに当たってこの学部の運営を行っております。詳しい人数については把握しておりませんが、基本的に各学部に所属する所属課の職員は、学び塾のほうの各学部の業務に当たっているというふうに認識をしております。それからもう1つの質問、学部の在り方について、今のところは現在の学部をしっかりとやっていくということで、新たな展開については特に把握しておりません。以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） なかなか理解していただけないようですが、私が言うのは、この地域はこの職員が担当すると、兼務でも。それでずっとその地域の状況をつかんで一緒になって考え、地域づくりを進めていくと。邑南町で出てきたような。そして計画を立てて進めていくということ言ってるんです。今おっしゃられた所属課の職員がというのは通常の勤務であって、それでも良いんですけど。ですけど、この地域は自分が担当して変えていくんだと。皆さんと一緒に変えていくんだという職員を配置するというを常々私は言ってるのであります。なかなか理解していただけないのが残念です。2つ目は、自立した組織に向けた財政支援です。2011年から2020年は、地域コミュニティー再生事業として256万円を5年間支給。2015年から2019年は、地区別戦略実現事業として、何に使っても良い財源300万円を4年間支給してきました。その結果、全ての12公民館区で地区別戦略が立てられたのです。必要な財源を支援していることに対し、所見を伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 議員おっしゃるように、邑南町では、地区別戦略で各エリアが提案した事業を実践するに当たり、地区別戦略発展事業補助金を交付して取組を支援しております。本町の場合、住民が主体となった地域づくりは、各地域の地域協議会が担っております。環境保全支援事業、イベント事業、敬老会支援事業、地域振興会活動事業、多岐にわたる活動を実施していただいております。地域振興や課題解決に向けた計画策定につきましても既に策定済みであったり、新たに策定に着手した地域もございます。また、情報発信の必要性から、各地域協議会独自のホームページを立ち上げられた例もございます。町は、これら地域協議会の活動に対し、地域づくり交付金という形で毎年助成をさせていただいております。また、必要に応じて独自の事業に対し、この交付金以外の財政支援も行っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 様々振興会の皆さん頑張っているんですけども、地域づくり交付金というのは、私の理解では、振興会の大事な運営資金というふうな性格じゃないかと思うんです。しかし、財政支援の規模、金額が違います。例えば、必要に応じて独自の事業に対し、交付金以外の財政支援とありますが、おいくらでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 金額のほうは正確には把握しておりませんが、例えば、昨年度、芸北地域で学びの郷事業ということで計画を立てられました。その中で、芸北分校の塾等の改修等の費用の想定をされた部分につきましては、町としても支援を行っているという

ような例がございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そうしますと、がんばる地域支援、10万円ぐらいのあれではないんですか。それとは別なんでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 通常、予算化している事業につきましては、がんばる地域応援補助金9万円というのがございますけども、それ以外に独自に計画を立てられた中で、支援が必要なものについては随時支援を行っているということでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 繰り返しますけど、この12公民館区の地区別戦略というのは持続可能な組織、地域をつくっていくということでありまして、様々なイベントとか、そういう手だてについての資金ではないんですね。自ら自立して、その後は、資金が途絶えた、その後は自立して自分たちで稼いで、それでずっと続けていくという、その組織を立ち上げる資金だというふうに理解をしてください。それで人やお金だけでなく、様々な知恵が必要なため、2つの法人である中間支援組織、持続可能な地域社会総合研究所と小さな拠点ネットワーク研究所が大きな役割を果たしています。小さな拠点ネットワーク研究所等へ委託していることについて町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 本町では、旧町単位で地域協議会を設置し、町を構成する旧町単位の4つの地域が地理的、歴史的、文化的な地域の特性や個性を踏まえ、地域住民と行政との協働関係を構築しながら、住んでみたい、住み続けたい、住んでよかったまちを目指し、魅力ある住みよいまちを実現するための取組を進められています。各地域協議会は、地元における多様な地域資源の発掘と、これを活用した地域づくりを目指し、本庁及び支所と協働した地域づくりの計画策定や、地域の発展に向けた取組を推進すること。課題や住民の意見を集約し、まちづくりに関する事項を町長へ提言するなど行っておられます。町は、各地域協議会の意見を尊重し、住民の意向や地域の特性に沿った施策を効率的・効果的に推進するよう努めております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） なかなかかみ合わないんですけども、組織づくり、地域を自立し、そして未来的に続けていける組織を作るために町が支援をする。地域の住民と一緒にやってやる。こういう観点で知恵を、この2つの中間支援組織から得ているわけです。邑南町では、この小さな拠点ネットワーク研究所などの支援を受けて、休日の夜の会合などにも積極的に参加してもらい、なかなか、町職員では夜、休日に地元に行って会議に参加するというのは、近所の組織は別ですけども、できない。邑南町でもかつてそうだったらしいです。ですけども、この研究所に委託をすることによって、もう相手に合わせた形で参加していくと。専門的な見地からNPOや合同会社など持続可能な組織を立ち上げ、町の補助金なしで運営できるよう頑張っています。とりわけ特筆すべきなのは、12の公民館区全てで、この地区別戦略のそういう組織と言いますか、計画を立てたと。一つも残らずです。ここはやはりなかなかできないことだと。人口少なく大変な地域もある中で、それができたということは、こういう計らいがずっとあったからではないかというふうに考えています。地区別戦略に取り組む中で、将来人口推計や1



5歳未満の人口推計がプラスに変化しています。この変化についての町長の所見を伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 邑南町においては、様々な人口減少対策を実施することで成果を出されております。当町においても地域の要望や実情に応じた施策に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 紹介しますと、議会でも取り上げたんですが、小・中学生の数が、何年から何年、ちょっと資料ないんであれなんです、5年間ぐらいで比較した時に、北広島町は14%ぐらい減ってるんです。ところが邑南町は4%しか減ってないんです。その小・中学生が。そういうふうな中身を見ながら何が必要かを考えていただきたいと思います。次にいきます。北広島町では地域の課題にどのように取り組んでいるか伺います。たくさんあると思いますが、例えば、芸北地域美和地区のJAのお店やガソリンスタンド廃止に対して、これではこの地域で住んでいけない、何とかしてほしいとの相談について、どのように取り組んできたか伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 議員が例に挙げられました芸北地域の件につきましては、商工振興の絡みがありますので、商工観光課からお答えさせていただきます。広島市農協美和店の廃止につきましては、廃止の決定がなされ、地域への説明会が広島市農協主催で地元の方に説明をされた機会がありましたけれども、それが令和3年の2月、3月にございまして、その場に商工観光課と芸北支所で出席をさせていただきました。その中で地域の方々の思いと、広島市農協さんの事情と対応策の案などについてお聞きをしております。また芸北地域振興協議会からは、昨年、移動販売車の導入への特段の配慮という要望もいただいております。この件に関しましては詳細な計画を作成した上で、導入について検討が可能になるというご回答をさせていただきます。現在の状況につきましては、調査などは特に行っておりませんが、一部の方からは、他地域のスーパーや量販店へ行ったり、生協ひろしまや町内コンビニエンスストアの移動販売車等の利用されている状況とお聞きしております。店舗やガソリンスタンドが地域にないという課題が解決されたということにつきましては、解決したというふうには考えておりません。こういった解決方法があるのか、今後も引き続いての検討課題というふうにご覧しております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今ありました移動販売車導入についての特段の配慮、これ一体どういうことなのか、まず一つ伺います。

また、詳細な計画を作成した上で導入について検討が可能になる。この詳細な計画というのは、どこがつくるのでしょうか。例えば、地域につくってくれと言っても、素人さんがこのような計画を立てることはとても難しいと思います。さらに3つ目、まだ解決していないのであれば、中途半端にせず解決するまでもっと突っ込んで入り、住民と一緒に考える必要があるのではないかと、この3点を伺います。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 芸北地域振興協議会からの移動販売車の導入への特段の配慮ということにつきましては、移動販売車の手配を町のほうへお願いされたものでございます。そのこ

とにつきましては、その販売車を手配して、どういうふうに運営するか。こういった形で商品の手配をされたり、販売ルートとか販売の計画、それについての検討、詳細な計画を作成、作成というか、そういった提案をしていただいた上で、町と一緒に検討をすることが可能になるというふうな意味合いでのお答えをさせていただいたつもりでございます。それから、引き続いての検討課題ということですので、当然地元の方との意見交換も必要ではあると思いますが、今現在、そういった状況にはなっておりませんので、今後、関係課、関係団体と協議をしながら進めていくべきものと考えます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 車をどう運用するか、商品ルートなどを調査し、計画を立て、計画を作成する。これに対して町がどう援助しているんですか。待ってるだけですか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 令和3年の会議の時に、そういった地元からのお話もありまして、移動販売車を実際に稼働させることについては、かなりの経費もかかり困難ではないかという地元の方のご意見もあった上で、今現在、先ほど申し上げました生協ひろしまさんや町内のコンビニエンスストアの移動販売等々のご利用ということで、その場は町のほうのご提案というか、そういった意見を言わせていただいたところです。そういった話をさせていただいた中で、少し時間が空いての協議会からのご要望でしたので、その間については、特に町からも関わりを持っている状況ではありませんでした。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 地域にとっては深刻な問題なんですよ。そういう車の手配だけでもあるならば、こういうふうにしたらどうでしょうかと、すぐ出ないかもしれませんが、先ほど地域の課題解決の問題で、2つの研究所の紹介をしましたが、そういう知恵があるところが必要なんです。移動販売車というのはいろんな仕組みがありますけども、それはどういうものがあるのか、どういう運営をしているのか、有名なのはとくし丸という移動販売車もありますけども、そういうのを町と一緒に調べて、自分たちでできるのかと、個人ではできないんで組織を立ち上げようかと。NPO立ち上げようかと、そういうところまでいかないと実現できない。そういう計画が立ち上がってから車の関係を考えましょうでは、とても実現できないんじゃないかと。ですから解決していないのであれば、そういう点をまた、入っていただいて相談をしていただきたい。要請をしておきます。今日紹介をしました邑南町の教訓、私は教訓と思うんですが、皆さんはどういうふうを受け止めたか分かりませんが、北広島町としてどのように生かしていくか、生かせるものがあるかどうか伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 同様の課題を抱える自治体として、現状として大変重く受け止めまして、成功事例等につきましては参考にしていきたいというふうに考えております。また、本町の実情に応じた独自の政策と併せ、今後とも着実に人口減少対策に取り組みたいというふうに考えております。いずれにしましても、これをやれば人口減少対策が解決するといったような特効薬というのはなかなかないと思います。様々な地域、様々な事例を参考にしながら、当町に合ったやり方で対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 特効薬はないです。ないのであれば、北広島町ではこうやっていくと。いろいろやってるけども、こういうふうに変わったと。そういうものをぜひ提示してほしいと思います。今日紹介した邑南町の教訓を、ぜひ我々も学びますが、もっと学んでいただき、北広島町としての人口減少対策、地域課題解決のため、行政としても取り組んでほしい。私たち町議会としても、引き続き、中山間地域の課題解決のため、特別委員会で調査研究し、行政とともに考え、行政に対して、住民が希望の持てる政策提言をしていくことを願って、誓って一般質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで美濃議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日15日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会とします。なお、明日の会議は午前10時から、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 56分 延会

~~~~~ ○ ~~~~~